

令和 7 年 9 月 2 日 開会
令和 7 年 9 月 19 日 閉会

令和 7 年 三 宅 町 議 会

第 3 回 定 例 会 会 議 錄

三 宅 町 議 会

令和7年9月三宅町議会第3回定例会会議録目次

招集告示 1

会期日程表 2

第 1 号 (9月2日)

出席議員 3

欠席議員 3

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名 3

職務のため会議に出席した者の役職氏名 3

議事日程 4

議長挨拶 6

町長挨拶 6

開会の宣告 7

議事日程の報告 7

会議録署名議員の指名 7

会期の決定 7

諸般の報告 8

決算審査特別委員会の設置 9

認定第1号～認定第6号、議案第47号～議案第57号、報告第3号の上程、説明 10

同意第7号の上程、説明、質疑、採決 23

散会の宣告 24

第 2 号 (9月4日)

出席議員 25

欠席議員 25

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名 25

職務のため会議に出席した者の役職氏名 25

議事日程 26

開議の宣告 27

議事日程の報告	27
認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について	27
議案第47号～議案第57号の各委員会付託について	27
一般質問	28
森 内 哲 也 君	28
松 本 健 君	42
渡 辺 哲 久 君	54
辰 巳 光 則 君	69
川 鰐 実希子 君	81
池 田 年 夫 君	86
散会の宣告	97

第 3 号 (9月19日)

出席議員	99
欠席議員	99
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	99
職務のため会議に出席した者の役職氏名	99
議事日程	100
開議の宣告	101
議事日程の報告	101
特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	101
発議第2号の動議	118
追加議案の上程	119
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
閉会中の継続審査について	121
町長挨拶	121
閉会の宣告	122
署名議員	123

三宅町告示第93号

令和7年9月三宅町議会第3回定例会を
次のとおり招集する

令和7年8月18日

三宅町長 森田 浩司

記

1. 招集日時 令和7年9月 2日 火曜日

午前10時00分 開会

1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和7年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

令和7年9月 2日火曜日

18日間

令和7年9月19日金曜日

目 次	月 日 曜 日	開 会 時 間	摘 要
第 1 日 目	9月 2日 火曜日	午前 10時00分	定 例 会 開 会 (提 案 説 明)
第 2 日 目	9月 3日 水曜日		休 会
第 3 日 目	9月 4日 木曜日	午前 9時30分	定 例 会 再 開 (一 般 質 問)
第 4 日 目	9月 5日 金曜日		休 会
第 5 日 目	9月 6日 土曜日		休 会
第 6 日 目	9月 7日 日曜日		休 会
第 7 日 目	9月 8日 月曜日	午前 9時30分	決 算 審 査 特 別 委 員 会
第 8 日 目	9月 9日 火曜日	午前 9時30分	決 算 審 査 特 別 委 員 会
第 9 日 目	9月 10日 水曜日		休 会
第 10 日 目	9月 11日 木曜日	午前 9時30分	総 務 建 設 常 任 委 員 会
第 11 日 目	9月 12日 金曜日	午前 9時30分	福 祉 文 教 常 任 委 員 会
第 12 日 目	9月 13日 土曜日		休 会
第 13 日 目	9月 14日 日曜日		休 会
第 14 日 目	9月 15日 月曜日		休 会
第 15 日 目	9月 16日 火曜日		休 会
第 16 日 目	9月 17日 水曜日		休 会
第 17 日 目	9月 18日 木曜日		休 会
第 18 日 目	9月 19日 金曜日	午前 10時00分	定 例 会 再々 開

令和7年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和7年9月2日火曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 瞳 男	久 保 憲 史	川 鰐 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	池 田 年 夫	

欠席議員数（1名）

辰 巳 光 則

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	吉 弘 拓 生
教 育 長	大 泉 志 保	総 務 部 長	森 本 典 秀
公共インフラ整備推進部長	岡 橋 正 識	住民生活部長	宮 内 秀 樹
健康子ども部長	植 村 恵 美	教育委員会事務局長	出 口 正
会計管理者	田 中 修 三	監 査 委 員	堀内 庄左エ門

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	堀 川 佳 則	モニター室係	今 中 建 志
モニター室係	村 島 有 紀		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員	森 内 哲 也	9 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	---------	---------

令和7年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議　事　日　程

令和7年 9月 2日 火曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会　期　の　決　定 |
| 日程第3 | 諸　般　の　報　告 |
| | (1) 会計監査報告 |
| | (2) 健全化判断比率及び資金不足比率報告 |
| 日程第4 | 選任第5号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 認定第1号 令和6年度三宅町一般会計決算認定について |
| 日程第6 | 認定第2号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第7 | 認定第3号 令和6年度三宅町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第8 | 認定第4号 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第9 | 認定第5号 令和6年度三宅町下水道事業会計決算認定について |
| 日程第10 | 認定第6号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（三宅町）決算認定について |
| 日程第11 | 認定第47号 令和7年度三宅町一般会計第3回補正予算について |
| 日程第12 | 認定第48号 令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第13 | 認定第49号 令和7年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について |
| 日程第14 | 認定第50号 令和7年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について |
| 日程第15 | 認定第51号 令和7年度三宅町下水道事業会計第2回補正予算について |
| 日程第16 | 認定第52号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 認定第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 認定第54号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第19 認定第55号 三宅町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 認定第56号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第21 認定第57号 工事請負契約の締結について（工業ゾーン三宅1号線道路改良工事（6期））
- 日程第22 報告第3号 令和6年度三宅町土地開発公社決算の報告について
- 日程第23 同意第7号 三宅町教育委員会委員の任命について

◎議長挨拶

○議長（瀬角清司君）　皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、始めてまいりたいと思います。

本日、令和7年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日提出されております議案につきましては、令和6年度三宅町一般会計決算認定についてをはじめといたします選任1件、認定6件、議案11件、報告1件、同意1件が提出されております。

議員におかれましては、円滑に議事を進められますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたしたいと思います。

また、スマートフォン等をお持ちの方は、マナーモードに設定するか、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（瀬角清司君）　開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君）　議員の皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和7年9月三宅町議会第3回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

いよいよ、今年もMフェスの季節となりました。今月13日の土曜日、M i i M o 広場を中心には、子供も大人も楽しめる様々なプログラムが用意され、最後には恒例の打ち上げ花火も盛大に行われます。昨年を上回る多くの方々にご来場いただけるよう準備をしておりますので、議員の皆様におかれましては、ぜひ、お誘い合わせの上お越しくださいますようお願い申し上げます。

さて、今議会は、令和6年度の決算内容をご審議いただくわけでございますが、昨年度に引き続き、このたびの決算におきましても、実質収支額が約2億5,900万円の黒字決算となり、これもひとえに議員皆様方の常日頃からのご指導、ご鞭撻によるたまものと、この場合

をお借りし深く感謝を申し上げる次第でございます。

つきましては、これからも健全な財政状況に最大限配慮しつつ、行政運営に努めるとともに「みやけビジョン」の実現に向け、総合戦略に基づく各種施策の着実な実行と、来る新年度の予算編成に向けて準備を進めてまいります。

今後も、議員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

では、本定例会に提出をしております案件でございますが、令和6年度一般会計決算をはじめとする決算認定6件、令和7年度一般会計第3回補正予算をはじめとする補正予算案5件、条例の一部改正3件と制定1件、計画の変更1件、工事請負契約の締結1件、報告1件、同意1件の重要な案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございました。

開会に先立ち、8番議員、辰巳光則君より、体調不良のため本日の欠席届が届いていることを報告いたします。

◎開会の宣告

○議長（瀬角清司君） ただいまの出席議員数は8名で定足数に達しております。

よって、令和7年9月三宅町議会第3回定例会は成立いたしましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きたいと思います。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（瀬角清司君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（瀬角清司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、三宅町議会会議規則第127条の規定により、7番議員、森内哲也君と9番議員、池田年夫君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（瀬角清司君）　日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月2日より9月19日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日ここ9月2日より9月19日までの18日間とすることに決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（瀬角清司君）　日程第3、諸般の報告に入ります。

堀内庄左エ門代表監査委員より会計監査報告を求めます。

○監査委員（堀内庄左エ門君）　おはようございます。

それでは、監査委員報告。

去る8月20日、辰巳光則監査委員とともに、令和7年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

令和6年度三宅町一般会計、各特別会計並びに令和6年度三宅町下水道事業会計の歳入歳出決算、令和7年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について検査を行い、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いましたが、地方自治法をはじめとする関係法令に抵触するところもなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和7年9月2日、三宅町代表監査委員　堀内庄左エ門です。

○議長（瀬角清司君）　堀内監査、ありがとうございます。

次に、総務部、森本部長より、健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

森本部長。

○総務部長（森本典秀君）　議長からご指示がございましたので、私からは、健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算指標を算定した報告書を作成し、議会に報告するものでございます。

お手元に配付しております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのとおり、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は9.8%と昨年度に比べ減少しております。また、将来負担比率につきましては、昨年度同様、数値なしとなっております。その主な要因といたしましては、実質公債費比率におきましては、地方債償還額の減少によるものであり、将来負担比率につきましては、地方債残高の増加及び公債償還基金残高の減少によるものでございます。

また、資金不足比率につきましては、法適用企業に係る下水道事業会計において資金不足は発生しておらず、該当なしとなりましたことを報告させていただきます。

以上です。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎決算審査特別委員会の設置

○議長（瀬角清司君） 日程第4、選任第5号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

決算審査のため、三宅町決算審査特別委員会を三宅町議会委員会条例第5条第1項の規定により設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、三宅町決算審査特別委員会を設置することに決定をいたしました。

お諮りします。

三宅町決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名をし、委員会及び副委員長については、委員会条例第8項の規定にあります、お手元に配付いたしました議案のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） そしたら、お諮りします。

ただいま設置されました三宅町決算審査特別委員会の委員については、三宅町議会委員会条例第8条の規定はありますが、議長において指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、三宅町決算審査特別委員会委員の選任については、配付いたしました議案のとおり選任することに決定をいたしました。

◎認定第1号～認定第6号、議案第47号～議案第57号、報告第3号の上程、説明

○議長（瀬角清司君） お諮りします。

日程第5、認定第1号 令和6年度三宅町一般会計決算認定についてより日程第23、同意第7号 三宅町教育委員会委員の任命についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

なお、この採決は起立によって行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

日程第5、認定第1号 令和6年度三宅町一般会計決算認定についてより日程第22、報告第3号 令和6年度三宅町土地開発公社決算の報告についてまでの認定6件、議案11件、報告1件を一括上程いたしたいと思いますが、これに異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

一括上程をいたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和7年9月三宅町議会第3回定例会に提出をいたしました各議案についてご説明申し上げます。

まず、認定第1号 令和6年度三宅町一般会計決算認定について及び認定第2号から認定第4号までの各特別会計の決算認定について及び認定第5号 令和6年度三宅町下水道事業会計決算認定につきましては、先ほどご報告がございました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会に認定を賜るべく提出をしております。

また、認定第6号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計決算認定については、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、こちらも本定例会に認定を賜るべく提出をしております。

なお、認定第1号から認定第4号までは、後ほど会計管理者からご説明を申し上げます。

認定第5号 令和6年度三宅町下水道事業会計決算認定については、収益的勘定による収入額は2億7,250万5,108円、支出額は2億6,437万3,057円となっており、また、資本的勘定による収入額は8,988万9,000円、支出額は1億7,393万506円で、収支差引額に対して不足する額の8,404万1,506円については、過年度損失勘定留保資金2,058万1,924円及び当年度損益勘定留保資金6,345万9,582円で補填をしております。

認定第6号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計決算認定については、歳入歳出とも総額8万円となり、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

続いて、補正予算5件についてご説明申し上げます。

議案第47号 令和7年度三宅町一般会計第3回補正予算については、歳出予算において、主に社会人枠の新規採用に伴う人件費、定額減税不足額給付金事業費、令和8年度より子ども医療費の無償化を実現するための準備費用、屏風地区しゅんせつ工事等の道路維持改良事業費、未来の学校プロジェクト事業費などの増額とともに、歳入予算において、地方創生臨時交付金、緊急しゅんせつ事業債、前年度歳計剰余金などを増額補正するものでございます。

それでは、歳入からご説明をいたします。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

10款地方交付税では、令和7年度の再確定により、普通交付税1,796万円の増額を行うものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務補助金では、定額減税不足額給付金事業の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,707万8,000円の増額と、未来の学校プロジェクト事業の財源として、第2世代交付金929万4,000円の増額を行うものでございます。

2目民生補助金では、障害者総合支援事業費補助金8万2,000円と、追加交付分となる妊婦のための支援給付交付金、子ども・子育て支援交付金を合わせ101万8,000円の増額を行うものでございます。

3目衛生補助金では、産後ケア事業が、令和7年度より母子保健医療対策総合支援事業から地域子ども・家庭支援事業に位置づけが変更されたことに伴い、予算組みを行っていた母

子保健衛生事業補助金52万1,000円の減額を行うものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生補助金では、令和6年度の事業の実績額の確定に伴い、重度心身障害老人等医療費県費補助金15万6,000円と、ひとり親家庭等医療費県費補助金6万3,000円を増額するものでございます。

また、5節児童福祉補助金では、先ほどの母子保健衛生事業補助金の減額と同様、事業の位置づけの変更に伴い、子ども・子育て支援金26万1,000円の増額を行うものでございます。

3項県委託金では、当初予算の国税調査調査区設定等事務費交付金を、国税調査市町村交付金として受け取るため、400万円の予算組替えを行うものでございます。

18款繰入金では、事業充当分としてふるさと納税基金繰入金131万9,000円の増額を行うものでございます。

19款繰越金では、前年度歳計剰余金として、繰越金2億3,272万7,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、12、13ページをご覧ください。

20款諸収入では、旧消防ポンプ車売却収入となる総務関係雑入、令和6年度後期高齢者医療給付市町村負担金精算交付となる高齢者福祉関係雑入、電算関係の雑入を合わせ487万2,000円の増額を行うものでございます。

21款町債では、緊急しゅんせつ事業債1,300万円の増額を行うものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

14、15ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、本年10月、社会人枠の職員を採用するため、2節給料から4節共済費において、人件費として997万2,000円の増額を、また、子ども・子育て支援金制度の導入に伴い、人事給与システムの改修費用として、その他委託料46万2,000円の増額を行うものでございます。

2目文書広報費では、自治会掲示板の修繕料31万9,000円の増額を行うものでございます。

3目財産管理費では、公共施設等整備基金への積立金として2,000万円の増額を行うものでございます。

4目企画費では、定額減税不足額給付金事業費として、11節役務費と18節負担金補助及び交付金を合わせ1,707万8,000円の増額と、住基システムのCSサーバの構築費用として、12節委託料にて電算事務委託料72万7,000円の増額を行うものでございます。

次に、16、17ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、12節委託料にて、障害福祉管理システムを改修するための電算事務委託料16万5,000円の増額を、18節負担金補助及び交付金にて、戦後80周年記念事業への補助金10万円の増額と、22節償還金利子及び割引料にて、令和6年度の各医療費助成事業の実施額確定に伴い返還金30万8,000円、2目老人福祉費でも同様の理由により返還金10万1,000円の増額を行うものでございます。

2項児童福祉費では、乳幼児医療助成事業において、令和8年度より子ども医療費の無償化を実施するための準備費用として、10節需用費、11節役務費、12節委託料と2目母子福祉費の11節役務費の1万円を合わせ計143万3,000円の増額とともに、22節償還金利子及び割引料にて、各医療費助成事業の実績額確定に伴い、返還金42万1,000円の増額を行うものでございます。

次に、18、19ページをご覧ください。

4款衛生費では、みやけウェルネスカウンタ事業に係る経費として計24万円の増額を行うものでございます。

6款農業水産業費では、農作業機械修繕支援事業補助金100万円を増額するものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1項道路維持費では、屏風地区しゅんせつ工事、三宅6号線道路改良工事、三河地内溝蓋設置工事、石見南団地水路のり面高木伐採工事に要する費用として、維持補修工事請負費1,745万3,000円の増額を行うものでございます。

2目、道路新設費では、三宅1号線道路改良工事に伴う事業関係賃借料15万4,000円を増額するものでございます。

3項都市計画費では、上但馬北部児童公園の高木伐採費用として、各種保安管理委託料21万7,000円の増額を行うものでございます。

次に、20、21ページをご覧ください。

9款消防費、1項消防費、1目消防総務費では、防災行政無線の無停電電源装置整備費用として、備品購入費29万円の増額を行うとともに、3目非常備消防費では、消防ポンプ車の新規配備に伴う費用として、10節需用費から26節公課費にて計38万4,000円の増額を行うものでございます。

10款教育費、1項教育総務費では、未来の学校プロジェクト事業費として、1節報酬から12節委託料にて計1,704万6,000円の増額を行うものでございます。

3項中学校費では、畠傍中学校夜間学級に対する負担金として28万6,000円を増額、4項

幼稚園費では、預かり保育事業の施設等利用費として扶助費13万6,000円の増額を行うものでございます。

最後に、22、23ページをご覧ください。

14款予備費では、本補正予算の財源調整を行うため、予備費214万6,000円の減額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模を、第2回補正予算後の予算総額45億6,515万円に対し、歳入歳出それぞれ2億9,730万9,000円を増額し、予算総額を48億6,245万9,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続きまして、議案第48号 令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の財源となる国庫補助金と、前年度歳計剩余金の確定による繰越金の増額を行うとともに、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けて、医療保険者等が行う保険料算定・収納システム等の改修に要する費用の増額補正を行うものでございます。

歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

3款国庫支出金では、子ども・子育て支援金制度システム改修事業補助金440万円の増額を行うものでございます。

7款繰越金では、前年度繰越金として162万4,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

1款総務費では、保険料算定・収納システム等の改修に要する費用として、電算事務委託料440万円の増額を行うものでございます。

9款予備費では、補正予算の財源調整のため予備費162万4,000円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模を第1回補正予算後の予算額7億1,289万6,000円に対し、歳入歳出それぞれ602万4,000円を増額し、予算総額を7億1,892万円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続きまして、議案第49号 令和7年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、主に前年度歳計剰余金の確定に伴う繰越金の増額とともに、令和6年度の事業費の実施額確定に伴い返還金の増額を行うとともに、前年度歳計剰余金の一部を介護給付費準備基金に積立てを行うものでございます。

歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

6款県支出金では、過年度分介護給付費県負担金6万8,000円の増額を、9款繰越金では、繰越金3,180万4,000円の増額を行うものでございます。

続いて、歳出の説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

6款諸支出金では、事業費の実績額確定に伴う返還金1,665万8,000円の増額を、7款基金積立金では、介護給付費準備基金積立金1,000万円の増額を行うものでございます。

8款予備費では、補正予算の財源調整のため予備費521万4,000円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模を、第1回補正後の予算額8億8,547万9,000円に対し、歳入歳出それぞれ3,187万2,000円を増額し、予算総額を9億1,735万1,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続きまして、議案第50号 令和7年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、国民健康保険特別会計と同様、子ども・子育て支援金制度に係る財源となる国庫補助金の増額と、前年度歳計剰余金の確定による繰越金の増額を行うとともに、後期高齢者医療広域連合に対する納付金の増額と、こちらも国民健康保険特別会計予算と同様、医療保険者等が行う保険料算定・収納システム等の改修に要する費用の増額を行うものでございます。

歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

5款繰越金では、繰越金4,000円の増額を行うものでございます。

8款国庫支出金では、子ども・子育て支援金制度システム改修事業補助金220万円の増額を行うものでございます。

続いて、歳出の説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

1款総務費では電算事務委託料220万円を、2款後期高齢者医療広域連合納付金では負担金4,000円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模は、当初予算額1億7,619万4,000円に対し、歳入歳出それぞれ220万4,000円を増額し、予算総額を1億7,839万8,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

最後に、議案第51号 令和7年度三宅町下水道事業会計第2回補正予算についてご説明申し上げます。

本補正予算は、排水設備申請に基づく取り出し管工事費200万円が必要となったため、補正予算をお願いするものでございます。

補正予算書の5ページをご覧ください。

支出において、41款資本的支出、5項建設改良費にて工事請負費200万円の増額を行うものでございます。

続いて、4ページにお戻りください。

収入において、31款資本的収入、5項企業債にて建設改良費等企業債借入金200万円の増額を行うものでございます。

以上、資本的予算において、収支それぞれ200万円を増額する補正予算の提出を行ったものでございます。

続いて、条例の一部改正3件についてご説明を申し上げます。

議案第52号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年8月、人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」に対応するものであり、仕事と育児の両立支援制度の利用に関して意向確認を義務づけするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、こちらも、令和6年8月、人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」に対応するものであり、育児時間の取得パターンの多様化に対応するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第54号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、令和7年度の税制改正等を踏まえた地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日付にて公布され、それぞれの期日において施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令の改正に伴うもの、個人住民税における特定親族特別控除を追加するもの、加熱式たばこに係る町たばこ税課税標準の特例規定を新設するものでございます。

次に、条例の制定1件についてご説明申し上げます。

議案第55号 三宅町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法等の一部改正により、児童福祉法の一部が改正され、令和8年4月1日より全国一斉実施となる乳児等通園支援事業が市町村の認可事業として位置づけられることから、本事業に対する必要な基準を定めるため、新たな条例を制定するものでございます。

次に、計画の変更1件についてご説明申し上げます。

議案第56号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更については、本計画において、新たに対象となる事業を追加することにより、地方債対象の拡充等を行う必要が生じたため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるため、本議会に提出するものでございます。

なお、追加する事業は、災害に強いまちづくり事業、ウェブ版洪水ハザードマップ更新業務でございます。

最後に、請負契約の締結1件についてご説明申し上げます。

議案第57号 工事請負契約の締結について（工業ゾーン三宅1号線道路改良工事（6期））は、本契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は工業ゾーン三宅1号線道路改良工事（6期）で、契約の方法は地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札、契約の金額は消費税込みで7,469万8,800円、契約の相手方は、株式会社上田工務店、代表取締役上田秀幸でございます。

次に、報告1件についてご説明申し上げます。

報告第3号 令和6年度三宅町土地開発公社決算の報告については、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、町土地開発公社の令和6年度の決算について議会に報告するものでございます。

決算書の2ページをご覧ください。

まず、収益的収入では、2款事業外収益において決算額は3,329円となり、また、収益的

支出では、2款販売費及び一般管理費において決算額は900円となりました。

最後、3ページをご覧ください。

ご覧のとおり、資本的収入及び支出においては決算額はゼロ円となりました。

以上が、今定例会に提出をいたしました認定6件、議案11件、報告1件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございました。

ただいま町長の説明が終わりましたので、引き続き、田中会計管理者より説明を求めます。
田中管理者。

○会計管理者（田中修三君） それでは、認定第1号から認定第4号までの、令和6年度三宅町一般会計、特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

決算書の1ページ、決算一覧表をご覧ください。

まず初めに、認定第1号 令和6年度三宅町一般会計決算認定についてでございます。

当初予算額が46億6,000万円で、その後10回の補正予算により4億4,930万6,000円を増額し、これに前年度からの繰越事業費繰越額1億61万7,000円を加え、最終予算額は52億992万3,000円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額49億475万4,927円、歳出総額45億5,081万2,646円で、決算額の歳入歳出差引額は3億5,394万2,281円となり、決算額の歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越金9,449万5,000円を差し引いた純繰越金、すなわち実質収支額は2億5,944万7,281円となり、前年度に引き続きまして黒字となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越金9,449万5,000円の内訳といたしましては、基幹系電子計算システム業務費ほか7事業の歳出予算に充当する一般財源7,337万5,000円と社会福祉施設等管理運営費の歳出予算に充当する既収入特定財源2,112万円となっており、既収入特定財源の内訳といたしましては、公共施設等整備基金繰入金となっております。

なお、145ページに実質収支に関する調書を記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思っております。

続きまして、決算書の6ページと7ページ、歳入合計の欄をご覧ください。

歳入は、予算現額52億992万3,000円に対しまして、調定額49億1,800万9,396円、収入済額は49億475万4,927円となり、不納欠損額は町民税、固定資産税及び軽自動車税を合わせ70万

6,611円、調定額から収入済額と不納欠損額を差し引きました収入未済額につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税、負担金及び使用料を合わせ1,254万7,858円、予算現額と収入済額との比較はマイナスの3億516万8,073円となっております。

続きまして、決算書の10ページと11ページ、歳出合計の欄をご覧ください。

歳出は、予算現額52億992万3,000円に対しまして、支出済額は45億5,081万2,646円となり、翌年度繰越額は2億4,997万4,000円、不用額は4億913万6,354円、予算総額と支出済額との比較は6億5,911万354円となっております。

次に、認定第2号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定についてでございます。

決算書の1ページへお戻りいただき、決算一覧表をご覧ください。

当初予算額は7億6,100万円で、その後4回の補正予算により572万1,000円を増額し、最終予算額は7億6,672万2,000円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額7億888万6,243円、歳出総額7億626万1,606円で、決算額の歳入歳出差引額は262万4,637円となり、決算額の歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、純繰越金、すなわち実質収支額につきましては、歳入歳出差引額と同額の262万4,637円となっており、前年度に引き続き黒字となっております。

なお、163ページに実質収支に関する調書を記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、決算書の147ページと148ページ、歳入合計の欄をご覧ください。

歳入は、予算現額7億6,672万2,000円に対しまして、調定額7億1,202万1,983円、収入済額は7億888万6,243円となり、不納欠損額は国民健康保険税で14万5,000円、調定額から収入済額と不納欠損額を差し引きました収入未済額につきましては、国民健康保険税で299万740円、予算現額と収入済額との比較はマイナスの5,783万5,757円となっております。

続きまして、決算書の149ページと150ページ、歳出合計の欄をご覧ください。

歳出は、予算現額7億6,672万2,000円に対しまして、支出済額は7億626万1,606円となり、翌年度繰越額はゼロ円、不用額は6,046万394円、予算現額と支出済額との比較は6,046万394円となっております。

続きまして、認定第3号 令和6年度三宅町介護保険特別会計決算認定についてでございます。

決算書の1ページへお戻りいただき、決算一覧表をご覧ください。

当初予算額は8億6,500万円で、その後3回の補正予算により1,635万4,000円を増額し、最終予算額は8億8,018万1,000円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額8億3,728万9,875円、歳出総額8億538万6,252円で、決算額の歳入歳出差引額は3,190万3,623円となり、決算額の歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、純繰越金、すなわち実質収支額につきましては、決算額の歳入歳出差引額と同額の3,190万3,623円となり、前年度に引き続き黒字となっております。

なお、189ページに実質収支に関する調書を記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、決算書の165ページと166ページ、歳入の合計の欄をご覧ください。

歳入は、予算現額8億8,018万1,000円に対しまして、調定額8億3,900万2,255円、収入済額は8億3,728万9,875円となり、不納欠損額は介護保険料で25万7,340円、調定額から収入済額と不納欠損額を差し引きました収入未済額につきましては、介護保険料で145万5,040円、予算現額と収入済額との比較はマイナスの4,289万1,125円となっております。

続きまして、決算書の167ページと168ページ、歳出合計の欄をご覧ください。

歳出は、予算現額8億8,018万1,000円に対しまして、支出済額は8億538万6,252円となり、翌年度繰越額はゼロ円、不用額は7,479万4,748円、予算現額と支出済額との比較は7,479万4,748円となっております。

最後に、認定第4号 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定についてでございます。

決算書の1ページにお戻りいただき、決算一覧表をご覧ください。

当初予算額は1億5,960万5,000円で、その後2回の補正予算により813万2,000円を増額し、最終予算額は1億6,773万7,000円となっております。

これに対しまして決算額は、歳入総額1億6,550万718円、歳出総額1億6,539万6,918円で、決算額の歳入歳出差引額は10万3,800円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、純繰越金、すなわち実質収支額につきましては、決算額と同額の10万3,800円となり、前年度に引き続き黒字となっております。

なお、203ページに実質収支に関する調書を記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、決算書の191ページと192ページ、歳入合計の欄をご覧ください。

歳入は、予算現額1億6,773万7,000円に対しまして、調定額1億6,555万2,358円、収入済

額につきましては1億6,550万718円となり、不納欠損額はゼロ円、調定額から収入済額と不納欠損額を差し引きました収入未済につきましては、後期高齢者医療保険料と雑入を合わせ5万1,640円、予算現額と収入済額との比較はマイナスの223万6,282円となっています。

続きまして、決算書の193ページと194ページ、歳出合計の欄をご覧ください。

歳出は、予算現額1億6,773万7,000円に対しまして、支出済額は1億6,539万6,918円となり、翌年度繰越額はゼロ円、不用額は234万82円、予算現額と支出済額との比較は234万82円となっております。

続きまして、一般会計に係る財産に関する調書についてご説明申し上げます。

決算書の142ページをご覧ください。

公有財産（1）土地及び建物についてですが、左の欄、左欄下、普通財産の宅地におきまして、一般競争入札による売払いが行われたことから、土地で1筆400平米の減となっております。

決算書の144ページをご覧ください。

（2）出資による権利についてですが、磯城郡水道企業団出資金において、令和6年度水道施設等耐震化等補助金に対する一般会計出資金として、決算年度中増減高は980万円の増加となっております。

（3）物品についてですが、普通自動車の区分におきまして、公用車の売却を行ったことから1台の減、清掃車の区分におきまして、じんかい車の購入を行ったことから1台の増となっております。

（4）債権についてですが、水洗便所改造資金貸付金において、決算年度中の増減高はなく、決算年度末現在高はゼロ円となっております。

（5）基金についてですが、まず初めに、財政調整基金につきましては、基金の運用に伴う預金及び債権の利子収入として225万1,078円の積立てを行った一方で、八軒屋解体工事などの事業の経費に財源を充てるため、当該基金1億5,842万4,000円を取り崩し、一般会計へ繰入れを行ったため、決算年度中増減高はマイナスの1億5,617万2,922円の減少となっております。

次に、公債償還基金につきましては、基金の運用に伴う預金及び債権の利子収入として90万2,116円、今後の過疎対策事業債をはじめとした町債の償還財源等に充てるため、新規の積立てといたしまして8,397万6,000円の積立てを行った一方で、令和5年度に係る町債の償還財源等に充てるために、当該基金3,678万4,000円を取り崩し、一般会計へ繰入れを

行ったため、決算年度中増減高は4,809万4,116円の増加となっております。

続きまして、消防基金につきましては、基金の運用に伴う預金及び債権の利子収入として15万1,511円の積立てを行い、決算年度中増減高は15万1,511円の増加となっております。

続きまして、公共施設等整備基金につきましては、基金の運用に伴う預金及び債権の利子収入といたしまして47万921円、一般廃棄物処理施設をはじめといたしました公共施設等の整備に要する資金に充てるため、新規として2億4,043万3,410円の積立てを行った一方で、庁舎をはじめといたしました公共施設等の修繕に要する費用等に充てるため、当該基金1,629万9,000円の取崩しを行い、一般会計へ繰入れを行ったため、決算年度中増減高は2億2,460万5,331円の増加となっております。

続きまして、地域振興基金につきましては、基金の運用に伴う預金及び債権の利子収入といたしまして52万1,329円の積立てを行った一方で、要介護高齢者紙おむつ等支給事業に要する経費に充てるため、当該基金55万4,808円を取り崩し、一般会計へ繰入れを行ったため、決算年度中増減高はマイナスの3万3,479円の減少となっております。

続きまして、小学校施設整備基金につきましては、基金の運用に伴う預金及び債権の利子収入といたしまして34万6,964円、小学校施設の整備を図るため、新規として5,500万円、三宅小学校に導入いたしました再生可能エネルギーによって発電されました令和5年度に係る余剰電力買取り料金収入分として3,684円、学校給食調理等業務委託に伴う備品賃借料収入分として、57万5,400円の積立てを行ったため、決算年度中増減高は5,592万6,048円の増加となっております。

続きまして、ふるさと納税基金につきましては、基金の運用に伴う預金の利子収入として10万8,271円、新規として2,299万8,014円の積立てを行った一方で、三宅町を応援するため寄せられました寄附金を必要な事業の財源に充てるため、当該基金1,224万円を取り崩し、一般会計へ繰入れを行ったため、決算年度中増減高は1,086万6,285円の増加となっております。

最後に、森林環境譲与税基金につきましては、基金の運用に伴う預金の利子収入として41円、新規として67万2,000円の積立てを行った一方で、木材利用や森林整備の促進と普及啓発を図る経費に充てるため、当該基金5万円を取り崩し、一般会計へ繰入れを行いましたため、決算年度中増減高は62万2,041円の増加となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計に係る財産に関する調書についてご説明申し上げます。

決算書の163ページ、下段をご覧ください。

(1) 国民健康保険財政調整基金につきましては、基金の運用に伴う預金の利子収入2万6,926円の積立てを行った一方で、国民健康保険特別会計の財源を補うため、当該基金1,943万4,000円を取り崩し、当該特別会計へ繰入れを行ったため、決算年度中増減高はマイナスの1,940万7,074円の減少となっております。

最後に、介護保険特別会計に係る財産に関する調書についてご説明申し上げます。

決算書の189ページ、下段をご覧ください。

(1) 介護給付費準備基金につきましては、基金の運用に伴う預金の利子収入2万1,902円並びに令和5年度介護保険特別会計歳入歳出決算に伴う剰余金の一部1,000万円の積立てを行い、決算年度中の増減高は1,002万1,902円の増加となっております。

以上、令和6年度三宅町一般会計、特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げました。

なお、詳細につきましては、後日、決算審査特別委員会におきまして、令和6年度三宅町決算審査特別委員会資料等により、各所管からご説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げ、本日の説明を終わります。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございました。

ただいま、町長並びに会計管理者の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、9月4日木曜日午前9時30分より行いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

日程第22、報告第3号 令和6年度三宅町土地開発公社決算の報告についての報告1件については、地方自治法第243条の3第2項の規定により説明がありましたので、これを報告といたします。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（瀬角清司君） 日程第23、同意第7号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第7号 三宅町教育委員会委員の選任については、委員1名の任期が令和7年9月30日をもって任期満了となり、改めて委員を任命する必要があることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任命する者は、鈴木みどり氏、再任でございます。

経歴等につきましては、お手元に配付しておりますとおりでございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬角清司君）　ただいま町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君）　質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君）　異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君）　起立全員。

よって、本件は同意することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（瀬角清司君）　本日は、これをもって散会といたしたいと思います。

次回は、9月4日木曜日午前9時30分より会議を開きますので、よろしくお願いを申し上げます。

ご苦労さまでした。

（午前10時57分）

令和7年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和7年9月4日木曜日午前9時30分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 瞳 男	久 保 憲 史	川 鰐 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	吉 弘 拓 生
教 育 長	大 泉 志 保	総 務 部 長	森 本 典 秀
公共インフラ整備推進部長	岡 橋 正 譲	住民生活部長	宮 内 秀 樹
健康子ども部長	植 村 恵 美	教育委員会事務局長	出 口 正
会計管理者	田 中 修 三	監 査 委 員	堀内 庄左工門

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	堀 川 佳 則	モニター室係	今 中 建 志
モニター室係	村 島 有 紀		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員	森 内 哲 也	9 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	---------	---------

令和 7 年 9 月三宅町議会第 3 回定例会〔第 2 号〕

議　　事　　日　　程

令和 7 年 9 月 4 日 木曜日

午 前 9 時 30 分 再 開

- 日程第 1 認定第 1 号から認定第 6 号までの 6 議案に対する決算審査特別委員会付託について
- 日程第 2 議案第 47 号から議案第 57 号までの 11 議案に対する各常任委員会付託について
- 日程第 3 一般質問について

◎開議の宣告

○議長（瀬角清司君） 令和7年9月三宅町議会第3回定例会を再開いたしたいと思います。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立をいたしました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時29分）

◎議事日程の報告

○議長（瀬角清司君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおりでございます。

◎認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について

○議長（瀬角清司君） 日程第1、認定第1号 令和6年度三宅町一般会計決算認定について
より認定第6号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（三
宅町）決算認定についてまでの6議案につきましては、さきに設置いたしました三宅町決算
審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーである議長を除く全員でございますので、総
括質疑を割愛したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認め、三宅町決算審査特別委員会に付託することに決定を
いたしました。

◎議案第47号～議案第57号の各委員会付託について

○議長（瀬角清司君） 日程第2、議案第47号 令和7年度三宅町一般会計第3回補正予算に
ついてより議案第57号 工事請負契約の締結について（工業ゾーン三宅1号線道路改良工事
(6期)）までの議案11件を各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質
疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 令和7年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより議案第57号
工事請負契約の締結について（工業ゾーン三宅1号線道路改良工事（6期））までの議案11

件を各常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

◎一般質問

○議長（瀬角清司君）　日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行いたいと思います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（瀬角清司君）　7番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

7番議員、森内哲也君。

○7番（森内哲也君）　議長の許可を得ましたので、発言をさせていただきます。

私からは一般質問という形で、3点質問させてもらいます。

1つ目、和式トイレはつらいという住民さんの声についてというものと、令和7年度の三宅町ローカルスタートアップ支援事業委託についてということと、三宅町の今後の教育のあり方（教育大綱）についてというものでさせていただきます。

まず1点目です。

和式トイレはつらいという住民さんの声についてということです。

町内の公共施設で、住民さんが集まる講演会やイベントがあるたびに届く声があります。洋式トイレは増えないんですかというそんな声です。年を取ると膝を曲げた姿勢がつらい、以前にも話題になったことがあります。

令和5年の12月議会の委員長報告に、次のような文言が議事録として残っております。

文化ホール費において、女性用トイレが和式のため非常に使いにくいとの声を住民から聞いていますが、洋式化の要望を求める声は届いていないのでしょうか。

関連して、時代に沿った対応していただくとともに、検討をお願いしたいとの要望があり、併せてあざさ苑についても同様の要望がありました。そのような報告が記載されております。

ということで、現在、文化ホール及びあざさ苑における和式トイレの数とその割合、今後どのように対応するつもりでおられるのかをご回答いただけたらと思います。

2点目に移ります。

令和7年度三宅町ローカルスタートアップ支援事業の委託についてということです。

800万円税込みの予算を持った令和7年度三宅町ローカルスタートアップ支援事業につい

て募集をかけられていたと思います。当初予算で否決された事業であるので、見直しの際に言われていた3つの内容を盛り込んだものでした。

1つ、起業スクールの開催。

子育てや家事と両立しながらも、社会との接点を持ちたい、自分らしく働きたいという思いを抱える人やセカンドキャリアの在り方を模索している人など、町内の潜在的な起業候補人材を対象に、対話と実践の両面から心理的安全性とスキル獲得を支援し、自分の好みや得意を生かした小さな起業につなげるプログラムを提供する。

2つ目として、空き家活用プログラムの開催。

三宅町に点在する空き家資源を生かし、地域事業創出を支援する起業講座を実施する。

受講者は講座を通じて事業アイデアを磨き、希望者は、最終的に空き家の貸主に対してプレゼンテーションを行う、そういった内容です。

3つ目です。

町内中小企業向け外部人材活用支援プログラムの開催。

町内の中小企業や農業従事者に対し、スポットワーカーや起業家などの多様な外部人材を柔軟に活用するための知識と仕組みづくりを支援する講座を実施する。業務の見える化や受入れ体制の構築を通じて、人手不足の解消及び地域経済の活性化を目指す。

この3つです。

それぞれ三宅町において、大事な事業だと考えております。プロポーザルの結果で、東京の会社が落札されたようですが、どういった点が評価されたのでしょうか。

また、3つの事業を別々に分けずに、まとめて一つの事業として募集をされたのでしょうか。

そういう点で質問させていただきます。

3点目、最後になります。

三宅町の今後の教育のあり方（教育大綱）についてということで、質問させていただきます。

令和6年度4月策定された第3期三宅町教育大綱について、私は個人的にすごく好きな内容になっております。ただでも個人的なことなので、ちょっとよけておきますが。

しかし、旧大綱と比べて、放課後子供教室や特別支援教室などの現場実務に関する記述が少なく、現場にどう落とし込むかがなかなか見にくい、不透明である。

また、学びの連続性や町全体で学びの場を創るなどのフレーズが具体性に欠けており、現

場にとってはなかなかつかみにくいかなと思っております。

前大綱にあった継続的な取組、例えば家庭教育支援や人材育成などの評価、反省がほとんどなく、突如現れた理念のように見えてしまうというような点があります。

そこで、質問させていただきます。

理念と実効性のギャップについて。

新大綱の基本理念では、「子どもたちは未来からの留学生」「～町全体で学びの場を創る」とあります。

一方、前大綱では自分が好き、人が好き、三宅町が好きという自己肯定感と郷土愛を核とした理念が掲げられておりました。

それぞれの理念としては意味のある表現ではありますが、新大綱の理念は抽象的で、現場での教育目標や具体的なカリキュラム目標にどのように落とし込むかが見えにくくなっていると思います。

新大綱におけるこの理念は、実際の教育課程や教育研修に、どのように反映されるお考えでしょうか、というのが1つです。

2つ目、子供の声を反映する手法と継続性について。

新大綱には、小中学生のアンケート結果や子どもの声を大人に届けよう会議の意見を取り入れた未来からの留学生の願いという章が設けられており、子供たちの率直な思いが反映されております。

一方、旧大綱ではそのような住民や子供の参画の記述はなく、行政主導で策定された印象でした。

この点について、今後も子供の声を定期的に教育方針に反映させるための制度化や運用のルールの整備を検討されているでしょうか。

また、それは教育委員会主導で行うのか、町全体の仕組みとするのか、お考えをお聞かせください。

3つ目です。

前大綱の施策の評価と継続、継承について。

前大綱では、特別支援教育の推進、生涯学習の充実など、現場実務に即した記述が具体的に列挙されており、関係機関や現場職員にとっても方向性が分かりやすいものではあったと思います。

しかし、新大綱ではそれらが整理、統合されており、個別の教育課題への具体的方針が見

えにくくなっています。

前大綱で実施された各施策の評価、検証結果は、新大綱のどの部分に、どのように生かされているのでしょうか。

また、今後どのように実施、検証、反映のサイクルを制度として機能させていくおつもりでしょうか。

4点目です。

一人も取り残さない教育の具体化について。

新大綱では、一人も取り残さない多様な学びの場の保障として、学校、学びへのアクセスや放課後の居場所などの環境整備に言及されております。これは、前大綱の放課後児童健全育成や地域の子育て支援施策といった方針と趣旨を同じくするものと理解しておりますが、新大綱では対象層や施策内容が明確に定義されておらず、現場にとって対応しづらい可能性があります。

この方針に基づく具体的な取組計画、例えばスクールソーシャルワーカーの配置や居場所事業の予算化などはどのように進められているのか、進捗状況をご説明いただけたらと思います。

こういった政治の場で、教育の議論が、現場の先生方の子供と接する態度や考えにプレッシャーを与えるべきだという懸念が強くあります。

しかし、我が三宅町にあるたった一つの小学校です。この学校で、どういう方針で子供たちが育つかによって、我が町の未来がおのずと決まってくるのではないかとも感じておりますので、懸念を抱きつつも、質問をさせていただけたらと思っております。

細かいことを質問しましたが、小学校の建て替えというのは我が町の教育に直結し、町の未来を見据えることでもありますので、教育委員会を中心としながらも、教育以外のハード整備や町としての環境整備など、役場全庁を上げて取り組むべき課題だと感じております。

校舎建て替えに向けた特別チームのようなものを役場内で作るつもりはないでしょうか。

こういった内容で質問させていただきます。再質問は自席からさせていただけたらと思います。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

なお、和式トイレはつらいという住民さんの声についての質問は私から、三宅町の今後の教育のあり方については教育長から、令和7年度三宅町ローカルスタートアップ支援事業委

託については事務的な回答となりますので、総務部長からお答えをさせていただきます。

まず、和式トイレはつらいという住民さんの声についてのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、両施設の現状をご説明いたします。

まず、文化ホールの状況では、1階、2階とも女性用トイレには和式トイレが4台、洋式トイレが1台各階に設置されており、男性用トイレには和式トイレが2台、洋式トイレが2台各階に設置されています。文化ホール全体で見ると、女性用トイレでは、和式トイレが8割となりますが、多目的トイレを含めますと約7割が和式となります。

次に、あざさ苑の状況についてですが、1階女性用トイレには和式トイレが2台、洋式トイレが2台、男性用トイレには和式トイレが1台、洋式トイレが1台設置されています。また、2階については女性用トイレには和式トイレが3台、洋式トイレが3台設置されており、男性用トイレには和式トイレが1台、洋式トイレが1台設置されており、半数のトイレが洋式トイレとなっております。その他多目的トイレが1階に4室、2階に1室設置されておりますので、全体の8割は洋式トイレとなっております。

また、施設利用者からのご意見としては、便座が冷たいのでどうにかしてほしいと言った内容が多く聞かれましたので、昨年度1階、2階の女性トイレ、男性トイレの洋式トイレの便座を温熱式便座に交換いたしました。

なお、今後の対応についてですが、公共施設におけるトイレの洋式化については、住民の皆様からのご要望も多く、喫緊の課題であると認識しており、来年度より順次改修を進めてまいりたく、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、私からの回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 三宅町の今後の教育のあり方（教育大綱）についての質問にお答えいたします。

森内議員におかれましては、本町の子供たちを交えて作り上げた第3期教育大綱に対し、深い関心をお寄せいただき、心より感謝申し上げます。

ただいまのご質問に順次お答えいたします。

まず、子供たちは未来からの留学生、町全体で学びを創るという基本理念についてですが、ご指摘のとおり、新しい教育大綱はこれまでの大綱と比べて、より抽象的な表現を用いています。これは、教育大綱が具体的な施策を羅列するものではなく、町の教育行政全体の大き

な方向性を示すべきであるという考えに基づいております。教育大綱が、シンプルで誰もが覚えやすいものであることで、三宅町が目指す教育の軸が明確になります。

実際に、子供たちが、子供たちは未来からの留学生と口ずさんでいるのを聞くことさえあります。

より具体的な目標や教育課程は、町内の各学校園がそれぞれの特色や事情に応じて策定をしております。

教員研修についても同様で、大綱が示す大きな方向性の下、学校や教育委員会がそれぞれのタイミングと先生方のニーズに合わせて、その都度様々なテーマを設定し、研修を組み立てていくことができます。

次に、子供たちの声を教育方針に反映させる方法についてですが、子供たちは未来からの留学生という言葉には、子供たちを単に教育の受け手としてではなく、町の未来を創る主体として捉え、その声に耳を傾けるという思いが込められています。

この大綱を掲げることで、子供たちの声を聞き、子供たち自身も町づくりに参加するという文化が町全体に浸透していくことを目指しています。

これまで、子供たちが大人と共に参加する教育イベントも開催してきました。

今後は、さらに多様な機会を設けることで、子供たちの率直なアイデア、思いやアイデアを定期的に聞き、教育施策に反映させていきたいと考えております。

次に、旧大綱から第3期教育大綱に引き継がれていることについてですが、旧大綱に記載されていた特別支援教育の推進や生涯学習の充実といった具体的な項目は、新しい大綱ではより本質的な言葉に集約され、表現を改めて引き継いでいます。

特別支援教育の推進については、新しい教育大綱では人権の尊重という言葉で包括的に表現いたしました。これは教育の根幹に関わる重要な考え方です。教育大綱に特別支援教育の推進と具体的に書くことによって、ほかの人権課題に対する取組が薄らいではならないと考えております。

同様に、生涯学習の充実という文言についても、子供も大人も共に学び合える町を目指し、町全体で学びの場を創るという表現に集約されています。学校教育の枠を超えて、町全体が多様な学びの場となることは、つまりは生涯学習の充実を目指しています。

次に、一人も取り残さない教育の具体化についてですが、一人も取り残さない教育は、本町教育行政の最も重要な柱の一つです。

この実現のため、ご質問のとおり、子供たちが抱える様々な課題に専門的に対応できるよ

う、スクールソーシャルワーカーだけでなく、教育相談員の配置を進めております。これにより、学校と家庭、関係機関が連携し、子供たちが安心して学べる環境を整備しています。

また、子供たちの多様な居場所を確保するために、G—L O V E やユースセンターを用意し、学校の中だけでなく、地域の中に子供たちの居場所を設けることで、一人一人の個性や状況に応じた支援を提供しております。

最後に、学校の建て替えに向けた特別チームの設置についてのご質問ですが、現段階ではあくまでも学校の建て替えに特化して考えており、今すぐに役場内の関係部局が連携して、新たにチームを作るというイメージはありません。

学校の建て替えについてもスタートラインに立ったばかりです。まずは、教育委員会にて募集する人材で特別チーム、未来の学校プロジェクトチームを作り、住民との対話をベースに子供たちのための最適な学校環境を作り上げてまいりたいと考えております。

その後の計画によっては、役場内の関係部署が連携して、新たなチームを作ることが必要となるかもしれませんと考えております。

以上で私からの回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 私からは、令和7年度三宅町ローカルスタートアップ支援事業委託についてのご質問にお答えします。

まず、事業を進めるに当たり、委託業者を選定することとし、その選定方法としてプロポーザル審査を実施しましたので、その概要を踏まえ、評価された点などをご説明します。

本事業のプロポーザル審査は、令和7年7月7日に公告し、2者の応募とともに企画提案書の提出がありました。

次に、令和7年8月4日、審査会にてプレゼンテーションを含むプロポーザル審査を行い、ミテモ株式会社が優先交渉者として決定されましたので、その後、委託業者として選定をしました。

なお、審査会にて評価された視点は、業務成績、実施の方針や体制、事業手順やスケジュール設定のほか、提案内容自体が、森内議員おっしゃった3つの仕様に合致しているものか、実現性が高いものであるかを審査したものでございます。

ミテモ株式会社においては、いずれの項目も基準点に達しており、特に対話会をカフェ形式で提案するなど、受講生がより参加しやすい仕組み作りを提案されたものでございました。

最後に、3つの事業を別々に分けずとのご質問でございますが、本事業は事業の性質から

おののおのの受講生が重複して参加する可能性もあることから、講座開催の日程調整、講座内容の連動性を一括管理するほうが、より効果的な事業の実施と、受講生に対しましても受講負担をなるべく軽減できるものと見込んだものでございます。

いずれにしましても、本事業の実施により、受講者に起業するきっかけ作りと伴走を行い、起業する人を応援するという機運を高めることで、本町の産業への活性化を推進してまいりたいと思います。

以上で森内議員からの回答とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 再質問させていただきます。

トイレのことから聞かせていただきたいと思いますけれども、回答の中で、来年度より取り組もうかと思っていますみたいな回答があったので、はよしてくれやと言おうと思ってたんですけども、いいのかなと思います。

ただ、ちょっと言っておきます。前々から課題であったという点は、私の質問のほうでもさせていただいたんで、できるだけ早くしていただきたいということです。

事実関係、確認します。

三宅町の公共施設の個別施設計画では、文化ホールは序曲、なくす、潰すということになります。2052年度であったと思います。ただ、あと30年はないんですけども、27年とかあるんで、やはりトイレの改修、急いでしなくてはいけないと思っております。

先ほどの回答でも、7割、8割のトイレが和式だということだったので、なかなか使いにくいのかなと思っております。

文化ホールのほう、避難所としても、度々利用されていることではあると思いますので、やはり来年度で、いいのできるだけ早いほうがいいのというようなことも、出てくるかなとは思います。

ほかに、あとバリアフリーというような観点で、何か交付金とか補助金とか使えるようなアイデアがあるのかな、どうかなという点、今いかがでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

財源につきましては、様々な方法を検討してまいりたいと思いますので、今いただいたご意見も参考にしながら、対応のほう進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 以前より使いにくいで、しんどいですという要望なので、ぜひぜひ急いで考えていただけたらなとは思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、この間の何かあったときに並んで使いにくかったんで、和式のトイレが多くて、洋式少ないっていう文化ホールだと分かっているんで、例えば洋式のトイレ、M i i M oも空いてますとか、ちょっとした案内なんかもあるといいのかなと思ったりは、目下のところ直すまでみたいな話かもしれませんけれども、よろしくお願ひします。

そうしたら、ローカルスタートアップ支援事業の委託のほうの質問をさせていただきます。

ある意味、いわくつきの事業であるかなとは思っております。1年やっていただいて、2年目は当初予算でなくて、補正予算での計上。私は、そのときに計画的な事業でないのかなと非常に心配をしておりました。

2年目のとき、補正予算で上がってきたときも、議会から付託決議つき、できるだけ町民さんに、結果や成果が見えるような形で実施してくださいよという内容の付託の決議がありました。

今回3年目ということで、なかなかそういったふうが見えにくく、実績というのもどうなのかなということで、当初予算では否決というような形になったと思います。否決なんで、どうなるのかなと思ったら、新たにこの3つの起業スクール、空き家活用、外部人材の活用、ざっくりしたまとめ方ですけれども、そういった形で復活してきたというか、三宅町にとつて大事な取組であろうということで、再び予算づけがされたという事業であります。

先ほど回答の中に、利用者、受講者というんですか、同じような方が受講されるんじやないかと考えているというような回答があったと思います。

私したら、起業スクールと空き家を利用したい、利用してほしいという人と、困ってて、人材少なくて、企業として困ったときにちょっとでもお手伝いに来てくださいって、全然ニーズというか、参加してくれはる人が違うようなイメージを持ってるんですけども、これが実は、そちら、行政の理事者のほうで、同じような人が来るんだろうという、何かしら、小さい町なんで、ぱっと浮かぶ、あの人に声かけたら絶対来るっていうんがあるんかな、どうなんかなというのが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） そこまで、誰かが受講者対象だっていうことで、前もって決めているわけではないと思います。

このローカルスタートアップにつきましては、いろんな事業の発展的な考え方もございまして、いろんな意味において、運動性というのをきちっと用意しておくのも、事業の企画としてはそっちのほうがよかつたかなと思っています。

以上です。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） なんでしょう、事務的なコストって言うんですかね、3つ分けて委託したりすると、やはり事務的なコストって大変になるんで、一括でやってほしいというところのメリットというのも、当然あるとは思うんですけども、私のほうからしたら、ちょっと対象者が違うかなとも思ってるんで、例えば趣味を生かして小遣い稼ぎできるんやったら、ちょっと受講してみようかなっていう人が、募集の仕方も考えてもらわないとあかんと思いますけれども、その後、空き家活用もできるって書いたら、そこまで考えてないけれどもというので、申込みを尻込みされるとかってことがないような工夫、事業としたら一括ではあるけれども、別々に募集受けてもいいよみたいな、その辺は工夫で回避できるのかなと思っておりますので、何かやりたいと思われている方の参加がしにくくなるようなことにはしないでいただきたい、というようなことで思っております。

3つ、行政コストの削減というのは、非常にやる側からしたら分かる視点ではあるんですけども、住民さんから見ると、それが参加のハードルが上がるようなことになるようであれば、本末転倒かなとは思いますので、やはり、それぞれいろんな住民さんが元気になるような施策にしていただきたいなと思います。ぜひよろしくお願ひしていただきたいと思います。

募集の仕方とか、そういったところも、工夫とかっていうことがあるのでしょうか、またこれから先ですわということかもしれませんけれども。

○議長（瀬角清司君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 森内議員、今おっしゃったように、受講者の目線で、もちろん参加しにくいような講座であるならば駄目だと思いますので、その辺はきちっと図っていきたいのもございますし、初めに一括発注しましたのは、やはり事業者さんからの目線についても、初めの、例えば私も今起業スクールで募集した際に、こういうニーズがあったとか、こういうことであったということも、いろいろ企業として、委託業者として、きちっと把握できるということもあります。

もちろん受講者にとって、なかなか参加しにくいくらいことは駄目だと思いますので、今現

在プログラムの詳細については、委託業者と打合せがほぼ完了をしておりまして、7月17日ぐらいをめどに、今公表ということと、10月中旬には初めての、初回の講座をすることを今準備をしている最中でございます。

その辺についても、きっちつできるようにしっかりやつていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） よろしくお願ひします。

まとめてやつちやうと、成果とか、評価とか、成功点とか、逆に失敗点とかが、見えにくくなるというようなデメリット、そういうつたこともあるかと思います。

2回目の、2年目の附帯決議にも、住民さんに分かりやすく成果見えるようにしてくださつていうのもありましたので、ぜひ一緒にしているけれども、成果とか評価とか結果とかが分かりやすくなるような形で考えていただけたらなとは思っております。

町のメリットを、見えるよつていうようなことを、ぜひよろしくお願ひいたします。

ということで。

○議長（瀬角清司君） 回答はいいですか。

○7番（森内哲也君） はい。

教育のほうについて、質問させていただきます。

細かいこと、ああせえ、こうせえつていうことは、全然なくて、教育大綱、大きな目標というのをあえて表現は悪いですけれども、曖昧といふか、大きく作つて具体的なところは現場に任せる。そこで起つてきつた、考へたことが、本当にこの大きな目標、大綱に負つてんのかといふのを、また話したらいいじやないでしょかというようなことかなと理解したんすけれども。そういう考え方でよろしいでしょかね。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） ありがとうございます。

大きな市町村であれば、学校や公園数がたくさんございますが、森内議員がここでもおつしやつたように、三宅町たつた一つの三宅小学校、一つの学校です。

たくさんの学校があれば、教育大綱のほかに、教育振興計画を作つて、できるだけ学校の足並みがそろつようつていうことは、とっても必要になつてくるわけ何ですが、ここは一つの学校しかない、一つの学校を大事にしたいといふ思いがすごくございますので、できるだけ学校のやりたいこと、学校が進べき方向、学校で考へていただこうと、尊重したいと思つ

てます。

ですから、できるだけ細かいものがないほうがいい、小さな市町村であれば、教育大綱はそういういたもののはほうがいいっていうふうに、私は考えております。

以上でございます。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

あと、子供の声を反映させるというところも、また行っていきますよというような回答をいただいております。ぜひぜひということで、何ですけれども、私のほうの質問では、町としてやるんですか、教育委員会としてやるんですかっていうことでしたけれども、そこについては、特にどこがやろうというのは今はないというような理解でよろしいんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） おっしゃるとおりで、いろんなところが、こういう機会を設けていただくのがいいかなというふうに思ってます。

先日のこの夏休み中も、健康子どものほうが、非常にいいイベントをしてくださって、夏休みを通して、子供たちが活動するという、子供たちの声が聞けるというイベントを開催していただきました。

いろんなところが、そういうことをまず全体でできたらなというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） そうなっていきますと、横の連携、縦割りだとなかなかこっちでやっている声がということがあるんで、その辺は小さい町ではありますんで、ぜひぜひ横連携というか、こんな小さい町でも、やっぱり縦割り何とかって思うこともあるんで、ぜひ子供の声が、それこそどの部署、どの部でも、どの課でも分かるようなことを考えていただけたらと思います。

その辺の仕組みとかは、町長のほうで考えたりしないといけないことなのかなとは思うんですけども、いかがでしょうか、横の連携ということで。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

幹部会の中でも、全部局長そろって会議等々もすることも、情報共有も含めてするところも設けてますので、必要があればそういうところをしっかりと活用しながら、横の情報連携等々図ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ゼひつかみに行くのもそうですし、発信するほうもそうですし、いろんなところで、連携って言うたら大層になるんで、雑談でも結構ですし、植村さんとかもこんなことしたで、とかっていう話で伝えてあげてほしいし、伝えてあげてほしいとは上から目線ですけれども、申し訳ないけれども、いろんな情報を子供たちのこととしていただけたらと思います。

あと、気になっておりますのが、今学校建て替え、割と町にとって大きなプロジェクトになるだろうと、私なんかは議会のほうでも考えており、特別委員会も立ち上げたりとかいうこともあるんですけれども、先ほどの回答では、取りあえず教育部局は中心となつてしていくつもりですというような回答があったと思います。

令和6年度9月の決算委員会、例の議事録になるんですけども、その場であざさ苑の計画、改修計画かな、それが話題になったところでの理事者のほうでの議論、議会との議論の中で、学校の建て替えの中で、小学校にどういう機能を集約させていくのか、その中であざさ苑の役割は何かというところも考えた上で、あざさ苑については考えていくというような回答、小学校の建て替えを基軸に、あざさ苑のほうも考えますというような回答をいただいている。

なので、私のほうの小学校の改修っていう話が出てくると、あざさ苑の改修とか機能とかのことも一緒に考えたりするのかなっていう、この当時、令和6年9月の議論がありますので、ぱっと頭に浮かんでくる、そういうところがありますので、今回プロジェクト立ち上げたりしないんですかっていう質問につながってる部分があるんですけども、この辺りは町長、どのようにお考えですか、今回の教育長は教育部門で取りあえず考えますよって言われましたけれども、多分町長の頭の中には、この時の町全体としての立ち位置、あざさ苑の立ち位置、当然あざさ苑の立ち位置を考えるんやったら、こっちに小学校があるから小学校の機能というのも、もう少し大きな枠で見ておられたのかなと思うんですけども、何かあればよろしくお願ひします。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

まだ学校の建て替えのプロジェクトというのは、正式には始まっていない現状がございます。

まず、どういった学校、教育の内容も含めて、ハード面にどうしていくかというところが

最も重要な、先ほど教育長がおっしゃったところで言いますと、やはりその内容、これからの中の未来の教育というところを、どういうふうにしていくのかっていうところを固めつつ、併せて、どこかのタイミングで、町の公共施設との連動というところ、学校を核としたまちづくりというところも検討しているところでございますので、そういう議論を皆様からご意見を頂戴しながら、進めてまいりたいと考えております。

まずは、学校の建て替えのプロジェクトをスタートさせながら、そういう課題点であつたり、どういう形でしていくのかという議論をスタートしていきたいと考えております。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 今発言くださった内容、私なりにまとめさせて、その考えでいいかどうかってこと確認いただきたいんですけども。

取りあえず、小学校の建て替えに絡むプロジェクトをやります。

それが終わる、あるいは終わりかけ、ある程度決まってから、さっき言ったあざさ苑とか含めたこともやっていくというふうなことでいいですか。

具体的な進め方として、あまり漠然としていると、ばって風呂敷広げ過ぎて、何か進まないっていう形になるんで、取りあえず教育長発言してくださったみたいに、小学校のことをかちっと考えてから、ある程度機能を決めて、あざさ苑のところもまた考えますよという順序で、そういうふうな理解でよろしいですか。

一気にプロジェクト立ち上げてとなると、またややこしくなるんで、その辺の具体的な進め方みたいなところを確認させてもらってるつもりなんすけれども。

○議長（瀬角清司君） 回答は。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 学校をまずどうしていくかによって、どういう機能、学校の大きさ等々もありますし、どういった機能を集約することで、学校を核としたまちづくりにつながっていくかというところは、どこかのタイミングで同時並行の議論になるかなと思いますし、あざさ苑だけではなくて、やはりどういったことが、この学校を核としたまちづくりの機能として必要かという議論を、今後、議会の皆様からも意見を頂戴しながら、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

森内議員、発言時間が延ばされておりますので。

○7番（森内哲也君） ほんまですね。

○議長（瀬角清司君）　まとめてください。

○7番（森内哲也君）　まとまらへんのですけれども。

ちょっと気になってんのは、やはり令和6年の9月のあざさ苑の建て替えとか、改修とかというときに出てきた議論なんです。

そのときは、小学校の建て替えの中で、小学校にどういう、これ町長の発言ですよ、どういう機能を集約していくか、その中であざさ苑の役割は何かというところを考えた上で、あざさ苑の改修計画というところを立てていかないといけないと思ってます。三宅町の公共施設の保護ですね、三宅町の公共施設の管理には対象になってくるのか、小学校の建て替えを基軸に公共施設の集約化、今おっしゃったようなことですね、機能集約であったり、いろんなことを考えていくことのスタートにしたいと思ってますみたいなことを言われてるんで。

まず、あざさ苑のことは、また考えなきやあかんからおいておきましょう、小学校のことを考えたときに、あざさ苑も考えもスタートしますとおっしゃってるんで。その一緒に考えたら、ぐあっと広がって、しんどくなると思ってます。そういう懸念を持ちつつ、今回プロジェクトは作らないんですか、全町的になって出したら、教育長は、いや取りあえずは今の段階では学校中心に考えてますっていう回答だったので、それでいいんです。

○議長（瀬角清司君）　森内議員、発言時間が超えてます。ルールは守ってください。

○7番（森内哲也君）　すいません。

先ほどの回答だとぼやっとして、どうすんのやろうっていうので、また決算委員会、常任委員会とかでも、議論になるかも分からんんですけども、持ち越しということになるかなと思いますんで、その辺りをもうちょっと説明いただけのような形にして、整理しといでいただけらと思います。申し訳ない。

○議長（瀬角清司君）　これで森内哲也君の一般質問を終わりたいと思います。

◇ 松 本 健 君

○議長（瀬角清司君）　続きまして、5番議員、松本 健君の一般質問を許します。

5番議員、松本 健君。

○5番（松本 健君）　議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは1件、三宅町県有地に新設されるヤング・イノベーション・レジデンスの取組に対して、三宅町は何をどのように関与するのか、というテーマでございます。

県民だより奈良、2025年7月号に次世代を担う学生×企業のまちM I Y A K E、ヤング・

イノベーション・レジデンスを新設します、とした記事がこのような形で掲載されました。皆さんご存じだと思います。

これにつきまして、これまでの進捗が見えない中で、この記事は唐突という感を私は拭い去ることができませんでした。

記事の中には、ヤング・イノベーション・レジデンスという新しいタイプの学生寮を新設し、学生、留学生、社会人たちが共同で生活しながら、地域活動への参加やスタートアップなどの若手起業家、企業との交流を通じ、共に成長できる施設を目指します。

スタートアップの活動の拠点となるインキュベーション施設や企業や地域に広く開かれた交流施設の併設を予定、などと記され、また結びの部分では、ヤング・イノベーション・レジデンスの魅力は、学生、企業、地域の方の交流が自然と生まれることです。

また、三宅町や近隣にお住まいの方にとっても、学生や企業の方と交流を深めるとともに、世代や立場を超えた新たなつながりが生まれる場になればと思っていますと記されています。

要は、交流を生むということが、この事業のキーであり、その交流は三宅町のまちづくり、地域づくりにも大きく関係することを物語っていると改めて私は感じました。

本件に関しては、私は町長に再三にわたり、この県の事業を通して、町はどのようなまちづくりをするのか、この施設を町にどのように生かすのか、そのために町は何をするのかと問い合わせてきました。

改めて質問です。

1番、県のこの記事の掲載に至るまでの期間、この事業についての三宅町の取組を簡潔にお示しください。

2番、当然のことですが、箱物ができただけで、交流が生まれるわけではありません。特に地域との交流を生むためには、様々な努力、仕組み作りが必要となってきます。レジデンスができれば、自然と石見自治会、三河自治会、伴堂1丁目自治会、2丁目自治会との交流が生まれるのでしょうか。

現在、高等技術専門校が三宅町にありながら、地域との交流がそんなに進められていない実情、その他の自主的、自発的コミュニティ活動も決して活発とは言えない状況を踏まえると、自然と交流が生まれるとは考えにくいと思います。

また、県は、学生、企業、地域の交流を生むための仕組み作りを行ってくれるのでしょうか。寮に寮長を置くだけでは不足、寮生の自主的な運営に期待するというのもどうなのか。企業の自発的な活動に期待することはできるのか、かと言って、県にどれだけのことが期待

できるのか。疑問は様々です。

三宅町には、レジデンスを含めたまちづくりのために、どういった仕組み作りが必要となるのでしょうか。その上で、どういったインフラが必要で、どういったことを県にお願いする必要があるのでしょうか。三宅町が当事者であるとの認識の下、これから何をやっていくか、お考えをお示しください。

3番、直近の課題として、地域の代表として、県プロジェクトの協議に加わられている三宅町は、町内で本件に関する対話を密に進める必要があると考えます。

本プロジェクトは、三宅町の将来を左右する大切なものであることからも、今回のように県の考えが、県民だよりの記事を通して、初めて町民に知らされるというのは悲しいばかりです。

早急に、町内で住民を交えた継続的な話し合いの場を設けるなどの体制の立て直しを図り、本プロジェクトに臨まれる必要があると考えますが、その決意をお示しください。

なお、再質問は自席から行わせていただきます。

以上です。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

まず、県の記事の掲載に至るまでの取組については、6月議会において梅本議員の一般質問にご回答させていただいたとおりであり、それ以降は情報共有以外、特段町から取組を行った経緯はございません。

なお、県政だより7月号の記事につきましては、本年5月末、議員の皆様にも周知させていただきました奈良県で策定された三宅町県有地活用基本構想に基づいたものでございます。

次に、地域との交流が生まれるのか、県は仕組み作りを行うのかとのご質問ですが、ご紹介しました基本構想の事業内容例にもあるとおり、地域住民も参加する地域課題解決ワークショップ、地域の飲食店が食堂を運営するような仕組み、奈良の歴史・文化を拠点としたまちづくりへの取組が掲げられており、地域との交流を生むには、入居者だけでなく、地域全体との交流を生み出すための地域住民が利用するカフェやコミュニティースペースを設けることや、地域のイベントにレジデンスの入居者が参加したり、レジデンス内で地域の情報を発信したりする活動も有効であると思います。

次に、まちづくりのためにどのような仕組み作りが必要かなどのご質問ですが、必要な仕組み作りとしては、定期的に開催するタウンミーティングやまちづくりトークの場など、住

民のニーズやご意見を伺う場の設置、町のボランティア活動やレジデンスで行われるイベントなどを通じ、地域住民が参加できる機関を増やし、みんなが主体的に関わりを持っていただくことが最も有効であると考えます。

また、そのためには、インフラ整備も重要であり、令和6年5月14日に県と本町で締結をしている奈良県と三宅町との県有地を核としたまちづくりに関する協定書による双方の役割分担に係る基本的な考え方に基づき、まちづくりに関する施設整備として、南北に町道三宅5号線、東西には高等技術専門校前の町道三宅2号線の拡幅整備を進めているところであり、今年度は用地取得に注力し、次年度以降に一部道路工事に着手する計画をしております。

いずれにいたしましても、今後、県において基本計画が策定されるに当たり、情報共有と体制を密にし、この地域に新たな交流が生まれることを目指すべく、さらに連携を深めてまいります。

最後に、ご指摘のとおり、住民を交えた継続的な話合いの場を設けることは大切なことであり、話合いの場を提供することで、行政が何を考え、どのような方針で進めようとしているのかご理解していただく機会にもなり、透明性が高まりますので、今後も積極的にタウンミーティング等の場を設定しながら、住民の皆様に主体的に関わりを持っていただくことで、より現実的で地域のニーズにあった質の高いまちづくりにつながるよう考えてまいりたいと思います。

以上で松本議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君）　松本議員、再質問。

○5番（松本　健君）　再質問させていただきます。

まず、一番最初に質問させていただきました、この記事が出るまでに、町はどのような活動をされてきたのか。それと併せて、これが7月、回答では6月に梅本議員の一般質問でご回答させていただいたとおりですというような回答がありましたけれども、その先、そこから今9月ですけれども、前回の一般質問の際でも、住民さんと語らう場が必要で、どう意見を集約して、どういうふうにしているのか、これやらなくちゃいけないみたいな話がずっとあったと思うんですけども、まず、この6月から9月までの間に、どのような取組をされたのかも、併せて教えていただけますか。

○議長（瀬角清司君）　森田町長。

○町長（森田浩司君）　この事業についての取組という内容でよろしいですか。先ほど一般質問の回答で答えさせていただいたとおりでございます。

- 議長（瀬角清司君） 松本議員。
- 5番（松本 健君） 一般質問の回答、それ以降は情報共有以外、特段町から取組を行った経緯はございませんと回答がありますが、そのことを指しておられるんですか。
- 議長（瀬角清司君） 森田町長。
- 町長（森田浩司君） 本事業についての県とのやり取りについては、このような回答をさせていただいたところでございます。
- 議長（瀬角清司君） 松本議員。
- 5番（松本 健君） 情報共有はしたということですね。どのような情報共有をされましたか。
- 議長（瀬角清司君） 森田町長。
- 町長（森田浩司君） 県の事業における進捗状況の情報共有をさせていただいたところでございます。
- 議長（瀬角清司君） 松本議員。
- 5番（松本 健君） 現状ですね、このプロジェクトに関して、町と県の間では、どのような仕組みで、どのような協議の体制が持たれていますか。
例えば月に1回、誰それが出ていて、誰それと会議をするなどといった、そういう顔を合わせた会議がどんだけあるのか、どういう文書のやり取りがあるのか、この3か月間に絞って教えてください。
- 議長（瀬角清司君） 森田町長。
- 町長（森田浩司君） 定期的に進捗があるたびに、県の担当者の方、来ていただいてご説明、情報共有プラス私も県に行くときには、必ず担当課によって意見交換というところもさせていただいているところでございます。
- 議長（瀬角清司君） 松本議員。
- 5番（松本 健君） そういったやり取りは、もちろん公文書として、書面として残っているわけですね。
- 議長（瀬角清司君） 森田町長。
- 町長（森田浩司君） 公式なやり取りではございませんので、そういったところ、公文書として残っているということはございません。
- 議長（瀬角清司君） 松本議員。
- 5番（松本 健君） それは、業務としてやられてるんですよね。公文書として残す必要が

あるんじゃないですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 公式に、この件で、県と協議の場というところで設定して、会議を持っているわけではございません。

私自身も、県に何かの用で行かせていただくときに、担当課長等々と立ち話でお話をしながら、本当にラフなコミュニケーション取りながら、事業進捗であったり、今後の見通しと いうところについて意見交換を行っているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） それは、業務ではないということですか。もういいです。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） いろいろ話させてもらいましたけれども、この6月から9月にかけて、6月の一般質問でも、この先今までんまりやり取りがなされてなかった、住民と町の行政の間でのやり取りがあまりなかった、それはやっていかなくちゃいけないと思うというような方向づけの回答だったと、私は理解しておりますが、それに関しても6月から9月まではやられてないということでおろしいんですよね。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

本町の取組としてのところで言いますと、8月の自治会長会において、こういった件も含めて、まちづくりトーク、各自治会の皆様とさせていただきたいというお願いをさせていただいたところで、今後、今も依頼がある自治会もございますので、こういったまちトークというところもしっかりと対応していきたい。

松本議員おっしゃったように、皆さんとの意見交換を進めていきたいというところでは、そういったところで、今まちトークを活用して、皆さんと意見交換をしたいという旨で進めさせていただいているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 6月から9月の間に、非公式であろうが何であろうが、県がどのようなことを考えられているのかということを、町が聞き及んだ際に、それは住民さんに聞こえるような形で展開されてはいますか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 県内部の決定事項ではございませんので、そういった憶測であったり、

誤解を生むというところはありますので、しっかりと公式的なところの情報というところは発表されるたびに、私も皆さんところに情報を届けたいと考えております。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 現状の体制はよく分かりました。

話を変えますが、この事業の本来性、どういうものなのかといった際に、私先ほど質問の中で述べさせていただきましたが、これ単に箱物を造る、県が県の事業で箱を造って、県の事業をその中でやれば終わりですというようなものではなく、県がどう捉えているかですよ。県も、ここは交流の場として、まちづくりに寄与するというようなことを期待した施設を造りますというものであったと思います。

私も文章をじっくり読んだ中で、そういうふうにすごく感じまして、じゃそのまちっていうのは、その交流というのは、何か仕組みを仕組まないとできないんじゃないのかな。単に、寮ができましたというだけで、じゃ自治会と寮がくっつきますかね、というような疑問をすごく感じました。その中で、そういう疑問を町が感じた上で、町と県の間で協議して、じゃこの先、その施設をどういう交流の場にしていくかに対して、町は何をやるの、県は何をやるのというのを具体的に定めていく必要が、今まさにあります。

この施設の位置づけとして、この施設は、県が県有地に施設を造って、県がその施設の機能、寮だったら寮、学生さんが住んで寝ればいいというような箱を造るというのが目的なのか、これは奈良県の中央部分に、三宅町のまちづくりを進める交流の場として創るというのを目的とすべきなのか、2択というわけじゃないですけれども、どちらの要素が高いとお考えになりますか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 県の事業ですので、県全体のお話かなと思ってます。

県と三宅町というところもありますけれども、県民さん全てに対して利益の出る事業にしていくということが、県としての考え方かなと思っております。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 県の考え方はこれに載っているわけですね。これには何て書いてますか。

これは、町、次世代を担う学生、企業の町、三宅を造るというのを目的とされている以外全くないと思います。

それ以外の何物でもないと思いますが、町長はそういう認識を持たれておりますか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） すいません、質問の意図が分からないので、もう一度お願ひします。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本健君） この事業は、県が箱物を造るだけじゃなくって、交流のまちづくりをするんだということを目的とされていると私は理解しますが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の私見というところは、認識をさせていただいたところでございます。

一番最初、この事業始まるに当たって、県と協議している中で、やはり県内の産業、将来的に働く人というところが少なくなってくる中で、そういった学生も含めて、県内労働力の確保であったり、そういった起業家というところを生むことで、県内産業の底上げというところが、まずこのヤング・イノベーション・レジデンスの始まりでありました。ということは、まず主たる目的として、一番最初に、この事業がスタートするきっかけとしては、将来的に奈良県の産業をどうしていくかというところの視点で話をスタートしながら、さらにそういったところで、複合的にそういう人材の育成のためには、地域の交流であったり、様々な交流というところが必要であるというような議論の結果、そういったまとめになってきたものであるというふうな認識をしているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本健君） 松本議員の私見とかというような言葉が出ましたけれども、じやぜひ、今から県に行って、町でこういう話が出ていますと。

ここは、県の施設として、機能としての箱を造るためのものなんですか。それとも、交流の場を生むためのものなんですか。

私は、交流の場を生むためのものだと思うと考えている一部の議員がおられるから、それについてどう思うかというのを県と議論してください。よろしいですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 本事業は、チラシにはそう書いてますけれども、県の発表された基本構想のほうに、様々な経緯を踏まえ、活用のテーマとして、産業の強化、雇用の創出、人材育成をテーマということで、県のほうは示されておりますので、松本議員のご意見、こういったご意見あったというところは、しっかりと伝えてさせていただきますけれども、現在県

のこの事業については、このテーマについて、こういったテーマ設定がされ、進められていくというところでご認識いただけたらと思います。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） ぜひ議論していただきたいと思います。

で、読むからに、全て箱だけ造れば、これで片づきますというようなもんではないことは、誰が見ても明らかだと私は思います。

この中で、何が書かれているか、今回の回答にもありました、地域課題解決のワークショップ、地域の飲食店が食堂を運営するような仕組み、まちづくりへの取組、文化を拠点としたまちづくりへの取組、地域住民が利用するカフェやコミュニティースペースを設けること、地域のイベントにレジデンスの入居者が参加したり、レジデンス内で地域の情報を発信したりする活動。

順番に聞かせていただきます。

地域課題解決のワークショップは、誰が主体となって、旗を振って、進めるような話になっているのでしょうか。県でしょうか。町でしょうか。地元住民でしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今、既に県の事業として、このワークショップというところは開催をされています。

各県内の大学生の方々を集めたワークショップというのは、既に開催をされているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） じゃ、このレジデンスが全部施設ができ上がった後に、このような地域課題の解決するワークショップというのは、県がまた開くことになるんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今後、どう進めていかれるかというところは、県でも検討されるという認識でいますので、そういったところで、今現状、はっきりとしたお答えは差し控えさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 地域住民が利用するカフェやコミュニティースペースを設ける、これは箱としては、県のお金で造るんでしょうけれども、それを運営するのは、県が、この施設が建った後、ずっと運営を続けていくものなんですか。それとも、町が幾らかの関与をするも

のなんですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） まだそういった具体的なところは、事業主体は県でございますけれども、県の中でもそういった具体的なことは全く決まっていない現状ですので、お答えはできかねます。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） そうですね、具体的には決まってないですね。

これは、いつまでに決める必要があるんですかね、どのように協議して決めていく必要があるんですかね。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 県の計画、基本構想ができ上がりましたので、基本計画の策定というのを今後進めていく中で、そういった話も決まってくるのかなと考えております。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 県が基本計画を進めるのは、県が進めるんですか。町は関与するんですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 整理させていただきたいと思います。これ、県の事業でございます。県の予算で、事業執行されているところでございます。そういう意味でも、県が主体的になって、県の事業としてまず進めていく。

ただ、町として何もほったらかしで好き勝手してもらうのではなく、しっかりとそこはカウンターパートナーとして、町の発展に寄与するような意見交換等々もしながら進めてまいりたい。

地域住民が利用するカフェやコミュニティースペースというところが入ったのも、地域の住民の方々の声を伝えたところでございます。

用地買収や今まで様々な経過の中で、地元説明をする中で、こういった機能がほしいということ、地元の強い要望がございましたので、そういったところも反映されたところであるというふうな認識をしているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 私もすごく感謝しているんですよ。箱物を造るだけじゃなくって、これを使って、交流を高めるというような内容は、この書面、この広告の中には、ちりばめら

れている。それはひとえに、三宅町の行政のたまものだなと思いますが、ここで、こういうのをやりますと言った段階で、それに対して、県がどれぐらい関与するのか、町がどれぐらい後押しするのか、これは町でやりましょう、これは県でやりましょう、これは住民さんに任せるから、町がそれを後押ししましょうといった内容を固めていくのは、まさに今だと思っております。

という意味で、今やるべきことというのは、すごくいっぱいあるんじゃないのかな。ハード的なもの、道を広げるとか、道を造って通れるようにするとかというだけじゃなくって。

町として、どのように関与していくかというのは、すごく重要だと考えます。それは、ずっと前から何回も言わせてもらっていることですけれども。

そういうことで、まとめますと、この事業は箱物を造る事業ではありません。私は考えます。交流を生む場を創るような方向に、県ももしかしたらそのかじを取っているのかもしれません。でも、その交流を生むということを実現しようと思ったら、それはどこにそれを作ってもできるもんじゃなくて、町内の住民の機運であったり、町がどれだけ後押しするかというような、町と県がどれだけ連携するかというようなことが、一番成否の鍵を握っているんだろうと思います。

そのための、その運営の体制というものは、今からやっていくべきだと思います。

そういうものにも関連しまして、3番目に質問させていただいた、県と町が協議をする中で、町は町民を交えた会合の場というか、意見交換の場を頻繁にでも開いた上で、そういう話を持ち上げていく必要があると思いますし、あると思うというふうに回答もいただいとおると認識しておりますが。

では、具体的に、もう9月です今。これから先、県が来年の予算をつけるのももうじきでしょう。

それに関連するような形で、町民と三宅町の間で、このプロジェクトをどう進めていくのかというのを、具体的にどういう体制でやっていかれるかというのをお聞かせいただけますか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） すいません、質問の主旨というか内容がちょっと分かりにくいで、もう一度整理してお願いします。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 簡潔に申し上げますと、回答いただけた最後にご指摘のとおり、住民

を交えた継続的な話合いの場を設けることは必要、大切なことであり、話合いの場を提供することで、行政の考えがどうこうなるというふうなことを回答いただいております。

それは、今のところ、具体的にどういうことを指しておられるのでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） こちらでも書かせていただいてますとおり、タウンミーティングの開催やまた自治会長会にもお願いして、ほかの団体にも声をかけさせていただきながら行っているまちづくりトークというところをしっかりと活用していきたいというふうに思っております。

ぜひ松本議員もこういったご意見ある方々いらっしゃいましたら、まちづくりトークのほうで申込みいただきながら、こういったディスカッションの場というところを積極的に設けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） タウンミーティングとかというような話も出てましたけれども、住民の声を聞く前に、住民に今どういうふうになってるのか状況をお伝えする、情報を提供するところからしか、対話は始まらないと私は考えております。

それを否定する方はおられないと思いますんで、ぜひとも情報発信に関しては、自分たちの日程計画、計画を立ててやっていける話ですので、9月からでもやっていただきたいと思います。

ちょっと細かな質問をさせていただきます。

これ、県と非公式な話は進めているという中で、今学生寮の規模としてはどれぐらいのを考えられているんですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 基本構想のほうでも示されております100名ちょっとの人数ということで、お聞きをしているところでございます。

たしか基本構想のほうにも、中のほうにも、明記があったというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） すいません、ばらばらで。

そのほか、インキュベーション施設をどうのこうのというのも、ここには書かれていますけれども、インキュベーションって何か英語やったんで辞書を引きましたけれども、結局、企業支援の施設であるというような説明があって、そうしたら、例えばハローワークじゃな

いんですけども、奈良市内とかだったら i センターとか、いろいろ U ターンしてきた人を支援するとか、地域の職を何かするような、そういう施設まで連想ができるんですけども、このインキュベーション施設というのは、今県の話では、どういうふうな施設という形になっているんですかね。貸館だけする、ワークスペースだけを与えるとかというのでも、インキュベーションなのかもしれないんですけども。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） この辺りについて、昨年度県において、京橋にある QUINTBRIDGE、NTTさんの施設でありますけれども、私たちもよく使わせていただいてますけれども、そういった QUINTBRIDGE を視察に知事自ら行かれたというところもお聞きをしますし、様々な今全国でも、インキュベーション施設というところがオープンしているところでございますので、そういった全国の事例というところは、県においてもしっかりと今視察等々されて、いいところ、このヤング・イノベーション・レジデンスに必要なインキュベーション施設とはどんなものかというところを検討されているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。時間がありますので。

○5番（松本 健君） 例えばという話でさせてもらったんですけども、交流の場を創るという大きな箱の中で、そういうインキュベーション施設というものであったり、例えば交流のための、みんなが集まるホールを造るとかというのまでも、拡大解釈するといろいろ含まれると思うんですよね。

そういったところでの提案も含めて、町は県に対して働きかける必要があると思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございます。

これで松本 健君の一般質問を終わりたいと思います。

◇ 渡辺哲久君

○議長（瀬角清司君） 続きまして、6番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

6番議員、渡辺哲久君。

○6番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

まず、三宅町地域人権学習事業における学習支援について。

この事業は、公募の仕様書に、次代を担う青少年の学習支援を通して、様々な課題について、相談や支援を行い、人権意識と自尊感情の育成を図るとあるように、式下中学に通う中学生のうち、経済的理由などで塾に通うことができない子供、様々な理由で学校の中に居場所を見つけられず、勉強にも前向きになれない子供たちを対象に、学習の支援を行うもので

す。

これまでには、毎年4月に公募が行われ、委託契約を経て、4月末か5月連休明けには開講式を行い活動が始まってきました。

今回は、プロポーザル審査が7月30日、8月12日現在ではまだ委託契約ができていません。ほぼ4か月の遅れです。例年11か月の学習期間が僅か7か月しかありません。

この事業は、当初予算案では廃止するとされ、3月議会で修正案を可決して復活した事業です。なぜこうも遅れたのか、明快な説明が必要です。

町長に質問します。

1、中学生の学習の機会が4か月分も奪われたことは、参加を希望していた中学生にどんな影響を及ぼしていると考えますか。

2、これほどまでに遅れた理由は何ですか。明確にお答えください。

3、学習機会を奪われた中学生が不利益のままに放置されないように、どんな挽回策を考えていますか。

2つ目の質問です。

三宅町地域学習事業における人権学習講座について。

この事業は、公募の仕様書に、人権問題について講座を実施することで、人権尊重の精神を養い、人権啓発を推進するとあります。人権を大切にする三宅町にとって、かけがえのない事業であり、そうしたまちづくりを担っていく職員の研修の場としても位置づけられてきました。

ところが、今回の仕様書では、職員研修という位置づけが廃止されています。では、鋭い人権感覚を持った職員をどう育てていくのでしょうか。

町長に質問します。

1、まず初めに確認します。人権を大切にするまちづくりはもう不要であると森田町長は考えているのですか。

2、人権学習講座での職員研修を廃止しましたが、それに代わるもののは何か用意されていますか。

3、人権感覚を磨く職員研修で最も大切なことは何ですか。

3つ目の質問です。

三宅町における今後の高齢者支援について。

2025年で団塊の世代の人たちの全てが、後期高齢者という範疇に入ります。

今後は、高齢者人口の絶対数は頭打ちし減少していきますが、高齢化率は上昇を続けます。加速する少子化のためです。

私は、高齢者支援はこの先10年が勝負であり、町の知恵と資源を注いで、高齢者を支える仕組みを強化していくことが必要だと主張してきました。

町長に質問します。

1、まず当面の三宅町の高齢者支援のための保護及び保険と福祉の現状と課題について、基本的な認識をお聞かせください。

2、この先10年を支えていくために要となり、鍵となる施策は何であり、そのために何をすべきと考えますか。

以上質問します。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

なお、私からは、三宅町地域人権学習事業における人権学習講座についてと三宅町における今後の高齢者支援についての質問にお答えさせていただき、三宅町地域人権学習事業における学習支援については教育長よりお答えをさせていただきます。

まず、三宅町地域人権学習事業における人権学習講座についてのご質問にお答えいたします。

初めに、人権を大切にするまちづくりはもう不要であると森田町長は考えているのでしょうかとのご質問ですが、もちろん不要であるとは全く考えておりません。

昨年の12月議会での渡辺議員の一般質問でもご回答させていただいたとおり、人権を尊重する姿勢は、まちづくりを行う基礎自治体としての責務で、ゆるぎない人権尊重の理念であり、今後も人権尊重の意識の高揚を図るための施策を推進し、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて努力する思いに変わりはございません。

昨今、インターネット上の差別書き込みや同和地区への動画アップなど、人権を傷つける行為は続いている。このような行為は決して許されることではありません。

行政いたしましたが、昨年度このような行為に対し、国としての措置を求めるため、各市

町村と共同で要望を行ったところでございます。

2つ目に、人権学習講座での職員研修を廃止しましたが、それに代わるもののは何か用意されていますかについてですが、もともと人権学習講座は町民対象の講座とされていたもので、近年はこの学習会の年5回の開催に対し、いずれかの講座に全職員1回は参加するよう指示をしておりました。

それ以外に、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部主催の年6回の人権学習と年1回の行政啓発関係職員研修や、人権シンポジウムに参加や受講し、また奈良県「差別と人権」研究集会、奈良県人権・部落解放研究集会にも、別途それぞれ職員が参加しているところでございます。

また、毎年7月を人権の強調月間として、人権を確かめあう町民の集いを開催しており、過去職員研修も兼ねていたこともございましたが、近年は自主参加としていました。

そのような中、今年度からは、町民集会と奈良県「差別と人権」研究集会、奈良県人権・部落解放研究集会のいずれか1つに、職員は必ず参加するよう整理したものです。

なお、人権学習講座において、職員の参加を必須としなかったことについては、本講座の目的が、誰もが豊かに暮らし生き抜くためには、自らの人権意識を高め、自尊感情を育むことが大切であるということを、地域の実用に応じた様々な人権に関する講座や研修を通し理解し、自ら考え、家庭や地域に発信されることにより、人権を尊重し、あらゆる差別を許さないまちづくりを推進していくこと、としていることから、地域住民の皆様に、人権問題を身近な問題として捉えていただき、まずは地域社会全体の人権意識を高めることが重要であるとの思いとともに、一部の住民の方から、参加者に職員が多く参加しづらいとの声もいただいていたことから、今回見直しをかけたものでございます。

ただし、強制的な参加ではなく、職員が自発的に参加することをもちろん拒むものではなく、今後、職員の参加については、研修の質を重視するとともに、見直しも検討し、人権意識の浸透と働き方改革の両立を目指してまいります。

最後に、3つ目の人権感覚を磨く職員研修で、最も大切なことは何かとのご質問ですが、もちろん多様な考え方はあると思いますが、人権問題を自分事として捉え、考え、対応できる職員となることが非常に重要であると考えています。

人を傷つける行為等に対し、毅然と対応できる職員を育てられるよう、研修の質を重視するため、受講スタイルの多様化や内発的動機を高める研修として設計し、年間を通じた継続的な啓発を行うことが大切であり、人権尊重につながるまちづくりを目指す上で、今後も職

員には人権意識を向上させるために、研修に参加を促し、本町の職員のスキルアップにつなげてまいりたいと思います。

続きまして、三宅町における今後の高齢者支援についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にありました本町における高齢者支援のための現状と課題ですが、保健及び医療につきましては、データヘルス計画に基づく保険事業、フレイル予防、重症化予防を目的としたハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの双方を展開し、健康寿命の延伸に努めております。

しかし、74歳以下の医療費が年々増加傾向にあり、これは、生活習慣病の増加が大きく影響しているものだと分析をしております。

後期高齢者においても、糖尿病、腎不全が医療費の上位を占めることから、生活習慣病の重症化がみられ、医療費増大の要因でもあると認識しています。

さらに、高齢者の健診受診率については、県平均より高い状況ではありますが、年々伸び悩みの傾向にあり、今後の課題と考えます。

次に、福祉の現状と課題につきまして、見守りサービス、アウトリーチの強化、居場所づくり等の取組を進めているところでありますが、いわゆる8050、身寄りなし、社会的孤立、ダブルケア等の問題を抱えた世帯が徐々に表面化している現状であり、このような世帯においては、問題が表面化したときには既に複数の課題を抱えており、自ら主体的にサービスを利用して、問題を解決することができない場合が多く、行政の積極的な関与が必要です。

その中心的役割を担う専門人材の確保、育成、定着のほか、支援体制の整備は喫緊の課題であり、また地域における訪問介護や通所サービス等の供給体制とともに、今後の需要増に対する必要があると認識をしています。

最後となりますが、この先10年を支えていくために、要となり、鍵となる施策につきましては、住み慣れた町で、人生の最後まで本町で暮らす高齢者が、生涯にわたって心身ともに健康で生きがいや楽しみのある充実した生活を送ることができる地域、介護が必要になっても一人一人が尊厳を持ちながら誇りと自信に満ちて住み続けられる地域、災害に遭っても安心、安全に暮らし続けることができる地域を理想とし、その実現に向け、行政、住民、事業者、各種団体、関係機関等が連携、協働しながら、各種施策を推進していきます。

高齢者施策において、人的資源の確保と事業の継続性は超高齢化社会を支える基盤です。特に介護、福祉、地域支援などの現場では、深刻な人材不足と事業者の経営課題に直面することも予想され、行政や地域、事業所が一体となった共生社会の持続可能な戦略的対応が必

要であると考えております。

以上で渡辺議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 私からは、三宅町地域人権学習事業における学習支援についての質問にお答えいたします。

学習支援事業の開始時期につきまして、遅延を来していることで、ご心配をおかけしております。この件につきましてご回答申し上げます。

ご質問の1つ目ですが、参加を希望していた中学生には、新しい学年での学習が始まることで、不安な気持ちにさせてしまったことと推察しております。

事業が、昨年と同じく5月から開始されなかったことで、中学生たちは学校の課業時間内で、これまで以上に先生方の力を借りながら、自ら学ぶ方法を考え、取り組んでいるようでもありました。

学習支援事業が1学期間行われなかっただけで、中学生の学習の機会が全く奪われてしまうことがないように、式下中学校の先生方が意識的に取り組んでくださいました。校長室で自主的に勉強する生徒もでてきたと聞いており、生徒たちが主体的に学習時間を作り出していたようでした。

また、この1学期間、地元のボランティアが中心となって、学習会も開催していただきました。式下中学校の生徒も数名参加しており、町の事業以外でこういう学習の機会を作っていただいたことに感謝しております。

次に、事業実施が遅れた理由につきましては、事業内容をより効果的で、子供たちにとつてよりよいものにするために、見直しに時間を要したことによるものです。

本事業は、3月議会で修正案を受け、事業を復活させるに当たり、2月13日にいただいた住民による地域人権学習の継続に関する請願書をベースに、慎重に再検討を進めました。

そこには、この学習講座は民間の塾に行けない子供、学校の教室に居場所を見つけられない子供たちの学習を支援するかけがえのない場であり、どうしてこれを廃止するのか、この子供たちはどこに行けばよいのか、この子たちを切り捨てないでほしいという要望でした。

これまで、町としては、民間の塾に代わる公営塾としてこの事業を委託していたわけではなく、まずこのことを仕様書にどう落とし込み、事業者にどう理解していただくかについて、相当の議論が必要となりました。

また、学校の教室に居場所を見つけられない子供たちの居場所として、この事業が昨年は

どのくらい機能していたのかについても分析するのに時間が必要となりました。

昨年は、46名の登録があり、延べ505回の出席が報告されていますが、式下中学校で課題となっている不登校生については、やはりこの事業にもほとんど出席できておりませんでした。

この事業が、不登校支援、子供たちの居場所づくりとどう結びつけるのか、どのように事業者に委託するのか、ここにも再度議論が必要となりました。

事業者から、昨年度末にいただいた事業実施内容報告書の事業効果にも、教室に居場所を見つけられなかった生徒にどんな支援ができたかという報告はありませんでした。

こういった見直しの過程で、昨年度と同様でない仕様書について、提案予定事業者から事業の趣旨や支払い方法、既存の支援体制との兼ね合いなどについて、複数のご質問やご意見が寄せられました。いただいたご意見を受け止め、さらにより事業するために、仕様内容を一部見直し、再度公募を実施する判断をいたしました。

今までのプロポーザル方式での選定方法と同様に、再公募に当たっても、三宅町プロポーザル方式の実施に関するガイドラインにのっとり、公示から企画提案書の提出までに20日間以上の期間を確保する必要もありました。

つまり、これまで例年どおりという姿勢で続けてきたこの事業について、しっかりと見直しをかけるのに1学期間を要したというのが、この事業の開始が遅れた理由です。

本事業におきましては、議員お述べのとおり、7月30日にプロポーザル審査を行い、8月18日に委託契約を締結しましたことを申し添えさせていただきます。

最後のご質問につきましては、これまで不登校生徒への居場所づくりや学習支援には積極的に取り組んでおり、本事業の有無に関わらず、教育委員会が学校と連携して、生徒たちへの支援を継続しております。教室には入れないけれど、三宅小学校校内フリースクール、メタセコイア、役場内教育相談室、G—L O V E、式下中学校教育支援センター、ステップなどをを利用して、活用してくれている子供たちもいます。

今後も子供たちが安心して学べる環境を提供するため、既存の取組を継続し、より充実させてまいります。

学習支援の事業につきましては、子供たちに対して、2学期が始まっすぐ募集をし、9月11日を第1回目として、毎週木曜日19時から20時30分までM i i M oにて開催され、12月までのスケジュールとしては15回を予定されており、1月以降につきましては集中講座を計画していただいております。

以上で私の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員、再質問。

○6番（渡辺哲久君） まず1番目の質問についての再質問を行います。

教育長が回答されるというのは、これ教育委員会の事業ですから妥当なことではあるんですが、どうしても町長でしか回答できない部分があると思っています。その点については、町長に質問したいと思います。

なぜ、そこにこだわるかと言うと、教育基本法、安倍内閣の時代に改悪されて、行政が教育に対して一定の関与をするという道は開かれましたが、依然として教育基本法の根幹である教育を戦争の道具にさせない。政治が教育に介入して、思いどおりに動かさないという、そういう趣旨は依然として生きています。

そういう点で、今回のこの経過、どうかったのかという疑惑がありますので、あえて町長に、質問と回答をお願いしたいというふうに考えています。

最初に、町長に確認したんですが、質問の2つ目の回答の部分で、何でこんなに遅れたのかということで、仕様を一旦撤回して、見直した資料で、再公募をするということになったという説明があるんですが、その中で、回答書の中に、提案予定事業者から事業の趣旨など質問や意見が寄せられた。それを、その意見を踏まえて、仕様を一旦取下げて、見直して、再度実施するという判断をしたという回答になっています。

そこで出された事業の趣旨や見直した内容については、どんな内容だったんでしょうか。

町長、お答えください。

○議長（瀬角清司君） 出口君。局長。

○教育委員会事務局長（出口 正君） 私のほうからお答えさせていただきます。

今回、当初、一番最初に出させていただいた仕様書から見直しさせていただいた箇所でございますが、事業の対象者を初めは小学生も含めさせていただいておりました。これに関しては、学力テストの分析に基づきまして、家庭学習の時間が短いというようなこともございましたので、こちらのほうで取り入れさせていただければと考えた次第でございます。

続きましては、当初、不登校の生徒の方にもこの文を、不登校の生徒という言葉を入れさせていただいておりましたが、これに関しましては、生徒さんの情報共有であったりとか、教育委員会や学校が実施しておりますほかの不登校生徒への取組の支援と不登校の生徒のほうが混乱を招くのではないかといったようなご意見をいただきましたので、今回新しい仕様書につきましては、希望する全ての生徒と変更のほうをさせていただいた次第でございます。

あともう一つ、精算につきましてのことを書かせていただいておりました。当初につきましては、委託料の支払いは業務完了後に一括支払いとすると書かせていただいておりましたが、こちらのほうは私どもの確認の不足でございまして、三宅町の会計規則のほうに、概算支払いにおける回数の規定がありませんでしたので、今回はこの文章のほうを削除させていただきました。

見直しにかかった分は、以上でございます。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 6月の議会でも質問した内容なんで、蒸し返したいわけではないんですが、この回答だと質問せざるを得ないんです。

その小学生を対象にする、あるいは不登校の子供を対象にするという仕様を作るために、論議をするのに時間がかかった、分析に時間がかかったという回答ですので、その検討は、どこで、どのように、どこでと言うのはどの部局で、どのように検討して、そういう仕様を作っていたのか、その点について回答をお願いします。町長お願いします。

○議長（瀬角清司君） 出口局長。

○教育委員会事務局長（出口 正君） こちらは、私ども教育委員会の事業でありますので、教育委員会の事務局のほうで、検討のほうを重ねた結果でございます。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） それは、町長の指示があつて論議を始めたものなんですか。

○議長（瀬角清司君） 出口局長。

○教育委員会事務局長（出口 正君） この事業が復活するに当たり、事務局のほうで見直しのほうをかけさせていただいた次第でございます。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 再確認します。

町長からの指示はなかったんですか。

○議長（瀬角清司君） 出口局長。

○教育委員会事務局長（出口 正君） 指示というか、お話のほうはさせていただきましたが、内容につきましては、私どものほうで見直しのほうをさせていただきました。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 常識的に考えてですよ、こんな今までにはなかったものを盛り込むというのは、町長との論議なしに、教育委員会事務局長単独でできるはずがないです。それは、

当然、私は町長から提案があつたんではないかと聞いているんですけども、教育委員会と町長の間で当然論議をして、これを仕様に組み込みますという話をした結果ですよね。そこはいかがですか。

○議長（瀬角清司君）　出口局長。

○教育委員会事務局長（出口　正君）　不足して申し訳ございません。

もちろん、こちらのほうで、事務局で見直しをした後に、決裁のほう取らせていただきましたので、町長までの決裁のほうはさせていただいて、こちらのほうを公開をさせていただいた次第でございます。

○議長（瀬角清司君）　渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君）　回答が曖昧なんで、町長に直接聞きます。町長のほうから、小学生対象にしなさい、あるいは不登校の子供を対象にしなさいという指示をしたことはありませんか。

○議長（瀬角清司君）　森田町長。

○町長（森田浩司君）　その指示につきましては、ありません。

○議長（瀬角清司君）　渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君）　ということは、教育委員会の事務局、出口局長のほうから提案があつたということですか。

○議長（瀬角清司君）　森田町長。

○町長（森田浩司君）　事務局のほうから、仕様書案、決裁を取りに来るときに説明があり、そういった見直しをかけたというところの報告を受けた後、決裁としてそういったところで進めていこうということで、私が最後、決裁に判を押させていただいたところでございます。

○議長（瀬角清司君）　渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君）　証拠がないので、何とでも言えるという話の世界ですが、普通考えたら、これは町長が指示をして、教育委員会事務局が具体化して、仕様書を作つて、町長に決裁を求めたというふうに普通は考えます。

私は、今の答弁を聞いても依然としてそのように理解をしています。

何でそれをしつこく聞いているかと言うと、そういう行為は、教育に対する政治の介入ではないですかということです。どう思いますか。

○議長（瀬角清司君）　森田町長。

○町長（森田浩司君）　臆測でそういった発言をされるのは、非常に遺憾でございます。そ

といったことは事実ございません。そして、そういった事実がないゆえに、教育にそういった町部局として権力を行使して、事業を作らせたという事実はございません。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 確認します。

町長として、教育に介入する、教育基本法でいう教育への政治の介入ということをやってはいけないというふうに思っているということでいいですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） はい、私はそのように感じていますし、そこの部分に関しては慎重に進めるべきだと思っています。

またそういったところでは、教育長とのコミュニケーションというところで、ふだんからのコミュニケーションの中で、教育の内容についていろいろレクチャーをいただいたり、意見交換をしながらというところ、また総合教育会議がございますので、総合教育会議の中で、公式にしっかりと議論をしていくということを大切にしているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 仕様が、質問や意見を受けて、仕様が見直されて、撤回されて、削除了仕様が出されたということについては、対話が生かされた結果だと思って、よかったですと思っているんです。

そういう、6月の議会でも、町長に質問しましたけれども、そういう対話が積み重ねていけば、事業はいいものに変わっていくということなんで、そういうことを大切にしようという趣旨です。

そういう意味で、この経過について、どう感じるのかということをきちんと率直に聞かせてほしいと思うんですよ。

1番目の質問で、4か月遅れちゃったけれども、そのことについてどう思っていますかという質問をしたら、中学校こんな頑張ってくれました、地域のボランティアの人たちもこんなに頑張ってくれましたというふうに回答がなっているんですが、私が聞きたいのは、そういうふうに中学校の人たちや地域のボランティアの人たちが動いてくれたということは本当にありがたいことです。この状況を見て、中学生放置できない、何か自分たちにできることはないかということで動いてくださった、それは教育長から教育委員会通し、校長にも必ずこの事業はやるからというふうに伝えていただいたということも聞いていますが、この人たちが頑張ってくれましたというのは、私の質問に対する答えになつてないんじゃないですか。

そういうふうに4か月も奪ってしまったことについて、どう思っているんですかということを、町長に聞いているんです。町長、お答えください。

○議長（瀬角清司君） 遅れたことについての答弁。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 教育長が答弁していただいたとおり、不安な気持ちにさせてしまったというところは拝察をしているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） そういう責任を感じ、申し訳ない気持ちを感じていなければ、今後の改善にはつながらないので、そういうことを一言書いてくれれば、それで十分なんです。そういうことを町長も胸に刻んでやってほしい。

そもそも町長はこの事業を廃止しようとして、議会で否決されて、請願書が採択されて復活した事業なんで、町長やりたくなかったんだろうなって思われるのが、普通なんですよ。その結果、こういうことが起きたということに対して、町長が率直に自分の気持ち、今おっしゃいましたが、そういう気持ちを率直にお伝えいただくということが、今後の論議の最初のスタートじゃないですか、そう思いませんか、町長。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

本当に、学校の先生方のご努力、また地域の方々がこうやって支えていただくということ、この事業遅れたことによって、そういった地域資源の方々、サポートしてくださる方がたくさんいるっていうこと、改めて再度発見させていただいたことに感謝、すごく感謝を申し上げたいと思っています。

三宅町の方針として、様々な事業見直しを行う中で、行政が行政だけでするのではなくて、様々な方々と連携をしながら、新たな協創を作っていくということを目標にしております。

そういった中で、今後この事業の見直し、これを残していくのか、どういったよりよい事業にしていくのかというところにおきましては、そういった今回発見して、新たな地域の力というところを発見しましたので、そういったところも含めて、今後検討を重ねていきたい。

もちろんこれをやめるではなく、よりよく発展させていくということが主眼でございますので、そういった思いで、今後も取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） この件の最後の質問で、4か月失ったことをどう挽回するんですかと

いう質問に対して、いろいろ書かれておいでですけれども。挽回策なんかないですよ。回復不能ですよ、そんなものは。そういう、不利益を受けたというか、打撃を受けたということについて、取り返す方法なんかないということをはっきりしてほしかったと思います。

今、町長もおっしゃいましたけれども、地域で中学生の不安を感じて、何か自分にできることはないかということで、中学生向けの勉強する場を、1学期の間、ボランティアでやつてくれた人たち、その人たちの多くが、かいほう塾の卒業生です。自分たちがあそこで学び、あそこで支えてもらってきたこと、あの場が失われること、そこでの中学生に対して、自分が何ができるか、一人の人は自分一人でも始めなきゃと思った、始めたいと思った、でもたくさんの人人が協力してくれた。それは、やっぱり三宅町が人権を大切するまちづくりをし、かいほう塾を一生懸命引き続いてやってきたことの成果だということを申し添えておきます。それこそ、成長させていきたいと思っています。

時間もありませんので、次の質問です。

人権学習事業についての職員研修の件です。回答で、この人権学習事業が廃止した代わりに、町民集会、今年度からは町民集会と奈良県「差別と人権」研究集会、奈良県人権・部落解放研究集会のいずれか1つに職員は必ず参加するよう整理したと回答がありました。

この参加は、給与も保証され、休日参加の場合は、代休も保証されるという、そういうものなんですか。

○議長（瀬角清司君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 渡辺議員おっしゃったように、研修、業務命令としてありますので、土日の勤務につきましては、時間外もしくは振り替えという代休制度もございますので、その辺で対応をしていきます。

以上です。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） もう一つ。

職員の参加は、職員の研修としては扱わないけれども、回答の中で、職員が自発的に参加することを拒むものではないと書いてありますが、時間帯が日中でやられた場合には業務を休んで、参加するということになりますよね。

その場合も、職員研修と位置づけて、給与の支給の対象になるのか、そこは欠勤扱いになるのか、そこはどうですか。

○議長（瀬角清司君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 今のところは、当初は年休を取ってという考え方でもございましたが、いろんな働き方のこともありますので検討させていただきたい。

今、どういう形がいいのかということも踏まえまして、検討している最中でございます。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） なぜこういう質問するかというと、職員研修というのは、民間で言えば経営者側が職員の力を育てていくために、業務として、給与も支払い、休日や夜間の出勤があった場合には、代休の保証もしたりとか、要するに業務としてやるから職員研修と言ふんですよ。自主的に、自分で研修に参加するというのは、ただ自己啓発で、別に役場がやるものではないです。だから、みんな参加していいよと言うだけでは、職員研修にはならないということをぜひ明確にしてほしいと思います。

小部門ではない、予算化してもいいよと言っても、それを業務として認めないのであれば、それは職員研修としてやりましたということにはならないので、そこは明確にしてほしいと思います。検討して、また回答ください。

時間があんまりないので、3番目、今の質問、最も大切なことって、この前の6月の議会でもしたと思いますが、人権は大切でということを1,000回、1万回、1億回言ったとして、そんなの何の力にもなりません。吹っ飛びます。

そうじゃなくて、大切なことは、当事者の生な声を聞く、経験を持って事実を正しく知り、その事実に痛みや共感を持って、感情を持って、その事実を自分の中に取り込んでいく、そういう場を作れるかどうか、それが一番大切だということだと思います。

職員研修の要はそこにある。建前で人権大切ですよと話すことは、時間の無駄だからやめたほうがいいと思います。

そういう意味で、三宅町の人権学習講座は、当事者を常にいつも当事者を呼んできて、当事者の生の声を聞かせてもらう。私は非常にレベルの高い研修だと自分も参加して思いますが、そういう場にぜひ職員も強制ではない、しかし、妨げるものではないというのであれば、参加したいと希望が出たら、それを保証するというぐらいのことをやらないと人権を支えていくまちづくりを担う職員は育てられないと思います。

いいですか。

○議長（瀬角清司君） いいです。

○6番（渡辺哲久君） 最後の高齢者関係のことです。

今後10年ということで、質問の中で言いましたが、具体的なプランが、どうのこうのとい

う話は今日はそこまで立ち入らないつもりです。

ただ今後、どうしていくのかというのは、ちゃんと考えを持っていないと具体化するときに間違うので、こういう質問をしました。

町長は、後期高齢者にもう団塊の世代が入って、ここから先10年勝負だと言われているこの状況で、高齢者支援について、町長はどんなイメージで見ておられるんですか、聞かせてください。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 抽象的ですね。

具体的に言います。10年と言われていましたが、最近は5年だと言われ始めました。まず、この5年をどう乗り切るか。この5年を乗り切るために、持っている資源と、お金も、人員も、とにかくこの5年注ぎ込む、で、10年を乗り切る、そういう覚悟があれば道は開けると思うんです。だから、そういう意味では、お金とか人材とか人員とか資源を守るとか、そういうことについて、町長何かイメージをお持ちでしょうかという質問です。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 人員の確保については、担当課とも今ディスカッション、かなり話をしているところでございます。

今後、また議会のほうにもお願ひするかなというところで、定数条例の改正も含めて今検討しているところでございます。そういったところで、ここを乗り切るために、公務員、三宅町役場の力というところを、また上げないともたないというところの認識をしているところでございますので、そこは、また時機を見ながら、今年度中には提出条例の増員というところのお願いをしたいというところでは考えているところではございます。

また、最近の問題でいきますと、先ほども申しましたけれども、8050や独り暮らし、身寄りがないというところで、引受け手がなく、支え合いがなかなかできないところであったり、行政がつながった時点ではかなり複合的な、かなり難しい課題を抱えている方々も増えてきているのが、現状でございます。

そういったところで、重層的支援も含めて、行政でしかできないところに注力しながら、それ以外の部分は、地域の方々や事業所等の連携というところをしながら、役割分担をしながら、どうやって支え合いを行っていくかというところに注力をしていきたいと考えております。

ただ役場だけでは、本当にできることというところも限られてくるというような認識はござ

ざいますので、やはり地域全体でどう支えるかというところが、この5年、10年を乗り切るために必要なところであると考えております。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員、時間ありませんので、まとめていただけますか。

○6番（渡辺哲久君） 今後、具体化されていくことを期待してますし、されると思いますので、それに即して、また具体的な質問を続けていきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（瀬角清司君） これで渡辺哲久君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ではありますが、約5分ほどの休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いします。35分に再開をいたします。

（午前11時30分）

○議長（瀬角清司君） 休憩解きまして、般質問を続けてまいりたいと思います。

（午前11時35分）

◇ 辰巳光則君

○議長（瀬角清司君） 続きまして、8番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

8番議員、辰巳光則君。

○8番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは3点。

1点目、中学クラブ活動の地域移行について。

2026年4月より、学校の先生方の働き方改革の一環の一部として、土日のクラブ活動を廃止、中止して、民間移行も含め、地域移行するよう国、県から通達がきていると思います。

本年の本格移行まで約半年間。式下中学校での取組の現状をお聞かせ願います。

2点目、三宅幼稚園、三宅小学校の熱中症対策について。

昨今、記録的な猛暑に見舞われている日本列島。今年に至っては、気温42度超えが兵庫県で出ました。三宅小学校でも普通教室にエアコン、体育館にも今年度から移動式エアコンが設置されましたが、利用状況等はどうでしょうか。登下校時でも、まだまだ猛暑が続く中、何か児童を守る工夫、取り組みをされてますか。お聞かせください。

3点目、三宅町グローブ100周年事業のその後について。

2021年12月、莫大な予算と労力をかけて大々的に行われたグローブ100周年事業は、コロ

ナ禍と重なり、当初の予定どおりにはいきませんでしたが、郷土の先輩、元プロ野球選手の駒田徳広氏、タレントの鈴木福氏を交えたトークショーで幕を閉じました。

この事業の本来の目的は、グローブ100周年を祝う意味合いとともに、100年後も三宅町の産業として続いてほしいというものだと理解しています。

しかし、ここ数年見てますと、町として次の100年に向けて取り組んでいるとは思えません。どのような取組を現在されているのかお聞かせ願いたいと思います。

再質問については自席からさせていただきたいと思います。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 辰巳議員の一般質問にお答えいたします。

なお、私からは中学校クラブ活動の地域移行についてと三宅町グローブ事業100周年事業のその後についてを、三宅幼稚園、三宅小学校の熱中症対策については教育長よりお答えをさせていただきます。

初めに、中学校クラブ活動の地域移行についてのご質問ですが、式下中学校組合での取組になりますので、あくまでも三宅町の現状、三宅小学校の児童、保護者への周知についての現状という観点でご回答を申し上げます。

まず、ご質問の2026年4月より、学校の先生方の働き方改革の一環の一部として、土日の部活動を中止し、地域移行するよう国、県から通達が来ているということについてですが、来年度4月より土日の部活動を中止するというのは、奈良県独自の決定であり、国としては当初令和13年度をめどに学校部活動を廃止するという指針が示されました。それまでの具体的な進め方については何の指示もございません。

あくまでも国のこの指針を下に、その準備期間として、奈良県が独自に来年度より土日の部活動中止を決めたものでございます。

それに従いまして、現在式下中学校の校長及び地域コーディネーター、三宅小学校、川西小学校及び式下中学校のPTA代表、三宅町及び川西町の総合型地域スポーツクラブの代表者、川西町及び三宅町の教育委員会事務局で構成される、式下中学校区地域クラブ活用推進協議会を設置し、検討を進めております。

そこで話合いにより、式下中学校においても、令和8年度から休日の部活動は公式戦のみの実施とし、それ以外の活動は中止を予定しております。

また、平日の部活動についても、令和8年度より教職員の終業時間である16時45分までに短縮することを予定しております。

国の有識者会議においては、令和13年度までの6年間を改革実行期間とし、平日を含めて完全な地域展開を目指すと提言していることから、組合においても令和8年度から令和13年度末までは部活動を継続させ、三宅町及び川西町の地域クラブと連携した持続可能な体制で、子供たちのスポーツ・文化芸術活動が継続できるよう検討を進めているところでございます。

三宅町での令和7年度中の取組につきましては、9月8日頃から小学校4年生から中学校2年生までの子供たちとその保護者に対し、組合における部活動改革の方向性を説明し、スポーツ、文化芸術活動に関するアンケートを実施いたします。

また、引き続き式下中学校区地域クラブ活用推進協議会において協議を行いながら、総合型地域スポーツクラブにおいて指導者が確保できた場合には、順次学校部活動を地域クラブへ移行していく予定でございます。

いずれにいたしましても、奈良県全体を見渡しても地域間格差が激しく、また来年度より当面の間、土日祝日のみの部活動の活動を中止する一方で、中体連主催の大会は平日の開催が厳しいので、その指導や引率に関わる教員の問題など、課題は山積です。

磯城郡3町の町長会においても、情報交換や議論を行い、奈良県や国に対しても移行までの道筋を明確に示してほしいと繰り返し要望をしているところでございます。

続きまして、三宅町グローブ100周年事業のその後についてのご質問にお答えいたします。議員お話のグループ100周年事業については、2021年本町でグローブとミットの生産が始まって100年を迎えるに当たり、記念イベントとなる特別記念対談が開催されたほか、事業の発信とともに、町内グローブ事業者同士の交流やオープンファクトリーが開催されたものであり、世界が認める高い技術力とそれを支えてきた人々に敬意を表し、伝統あるグローブ・ミット産業を継承し、さらに発展させていきたいとの思いの下、実施されたものでございます。

2022年からは町商工会において、オープンファクトリー事業等の取りまとめをお願いしているところでございますが、年々、事業者を訪れる方や問い合わせも増加しているとのことでございます。

行政といたしましても、グローブ事業者を含めた町内の各事業者の方々が販路拡大や自身の見識を深めるイベント等への参加経費とともに、工房等の見学を受入れるための費用負担も産業観光事業として事業化しており、一例ですが、今月20日、21日には東京のまほろば館の地元産業PRイベントにて、グローブ事業者がワークショップを開催されることとなっており、徐々にですが、その効果も出てきているものと感じているところございます。

今後も産業観光事業の推進とともに、伝統技術の継承やブランド力の向上と市場拡大を図るとともに、事業を継続していくことで、地域コミュニティを巻き込みながら、産業の持続的な発展につながるよう努力してまいりたいと考えております。

以上で私の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 私からは、三宅幼稚園、三宅小学校の熱中症対策についてのご質問にお答えいたします。

議員がお述べのとおり、三宅小学校では普通教室や音楽室、家庭科室といった特別教室にもエアコンが設置されており、子供たちが授業を受けるに当たり、適宜利用しております。

体育館の移動式エアコンですが、こちらは防災対策室が地域防災緊急整備型の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、避難所の環境改善を目的に設置が進められておりますが、その使用方法については防災緊急時だけではなく、ふだんから児童の授業等で利用することも想定されており、9月末に納品の予定でございます。

また、小学校では啓発として、熱中症に特化した保健だよりの発行や、毎日、学校玄関付近に設置している熱中症指数計測器で、指数チェックを保健委員が行い、中休みと昼休みに校内放送による水分補給の呼びかけや熱中症指数による過ごし方のメッセージを流す、そのような取組を実施しております。

登下校時においても、数年前より日傘やネッククーラーの利用、スポーツドリンクの持参について、保護者の判断の下、進めております。

次に、三宅幼稚園では、全保育室、遊戯室、ホール、多目的室などにエアコンを設置しております。

また、屋外での教育・保育活動を実施する際には、気象庁及び環境省が発表する情報を確認した上で、園庭遊びの可否を判断しております。ただし、今年度においては、7月には既に30度を超える暑さが続く状況であったため、極力園庭での活動は控えておりました。とはいえ、園児たちにとって水遊びや泥遊びといった感触遊びは大切な活動ですので、熱中症アラートが発表されていない日には、テントやサンシェードを張って日差しを遮り、活動時間を短くするなどの対応を行った上で実施しております。

以上で私の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員、再質問。

辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） ご答弁ありがとうございます。

1つ目のクラブ活動の地域移行についてなんですが、もちろんご答弁でもありましたが、式下中学校組合の取組になりますので、ここでは小学校児童、保護者への周知についての現状ということでご回答いただいたと思います。

私も式中議会は何度か出てまして、その都度、この手の質問というのは2度ほど出たことを記憶しております。式中議会自体が、一般質問等で回数制限ありますんで、多分2回か何かやったんかな、ほとんど聞いてもかみ合わないというか、進捗しているような感じがしなかつたので、あえてここで、もう半年後におし迫ってますので、質問をさせていただいています。

ちなみになんですが、奈良県は来年の4月からということなんですが、それが言われたのはいつに、来年の4月からやりますんで、皆さんお願ひしますということをされたんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 昨年であることは確かなのですが、日付までは、今持ち合わせておりません。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 皆さん、仕事を抱えられていて、新たにこういう問題というのは、出てきたということで、非常にそれを来年の4月までにやれというのは非常に乱暴で、ちょっと無理、なかなか前に進まないのは無理なんかと思うんですが、やっぱり一番被害を被るのは、生徒、親御さんということで、今回、僕、何点かびっくりするような回答があつたんですけども、順序立てていかせてもらいますが、現行式下中学校地域クラブ活用推進協議会においてやられているということなんですが、今もどれぐらい、間もなく外部人材が見つかりそうで、土日に教えてもらう人材が見つりそうなのか、全くそれのめどが立ってないのか、今の進捗を教えてください。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） この協議会は、現在は月2回ぐらいの頻度で集まっておりますが、実際のところ、当初がこのスポーツクラブにできるだけお願ひをしてという形をお願いして、その方向性でほぼ進みつつあったのですが、実際のところ、費用面とか、子供たちへの負担とか、いろんな議題が出てまいりまして、現在のところは、やはり地域で部活動見ていただける方にできるだけお願ひをしてということで、どれだけのクラブが、そういう人材を賄う

ことができるのかということの議論の真っ最中でございます。

実際のところ、実際に地域の方のほうから、私がやってやろうという人は数名だと聞いておりますので、式下中学校で部活動残したい全てのクラブが、全部地域の方にお任せしてできるかというと、現在のところはまだそこに至っておりません。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 回答の中で、総合型地域スポーツクラブにおいて指導者が確保できた場合には、順次、学校部活動を地域クラブへ移行していく予定ですということなんですが、じゃ確保できなかった場合は、当面、最初の答弁であるように、令和8年度から休日の部活動は公式戦のみ実施として、それ以外の活動は中止を予定します。

例えば半年、1年、2年、3年見つからなかつた場合は、そのクラブは、土日はずっと永遠中止という認識でいいんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 土日につきましては、基本的には、奈良県全部のクラブが中止になります。中体連で、公式戦がある以外は全部中止になりますので、それは確保されようと、されない、できた場合でも、全てのクラブは来年度から土日の部活動はございません。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 僕、新たな事実を聞いて、勉強不足で申し訳なかつたんですが、じゃ外部人材が見つかったとしても、土日はクラブ活動は完全に中止ということ。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 運動やっている、それは部活動で、学校の行事としての部活動ではなくなります。

総合型のクラブがやるという類いは、例えば費用負担があつたり、そして塾と同じような考えた方になりますが、日曜日のクラブ、部活動とクラブとはまた違いますので、クラブというふうになりますので、子供たちの活動はそのようになります。

先生方が関わっての土日の部活動というのは、来年度から奈良県ではなくなる、公式戦以外はなくなるということでございます。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 非常によく理解できました。ここにいらっしゃる皆さんも、非常に理解できたかなと思います。

基本としては、学校の先生が関わるクラブ活動というのは、原則月曜日から金曜日で、土

日に関して活動した場合は、地域クラブなんだとということだと思います。

そのときに、もし仮に、土日の地域クラブができなかつた、指導者が見つからなかつたつていつたら、原則月曜日から金曜日まで、土日はなし。

もう一つ驚いたのが、平日の部活動についても、令和8年度より教職員の終業時間である14時45分までということです。

今の僕、その最後の授業が何時に終わって、クラブ活動が何時に始まっているかは理解していないんですが、我々のときを思い返しますと、3時45分ぐらいまで学校が終わって、移動して、着替えて、道具出して準備して、大体クラブ活動が始まるのが4時過ぎかな。当時は6時半、7時までやってたというのが通常なんですけれども、これでいうと4時15分、4時20分から始まって、アップの段階で、はい、おしまいですよ、みんな帰って帰ってになるととなつたら、それはどういう。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） おっしゃるとおりで、今現在も我々としましても、そこが本当に厳しいところだなと思っています。

先生方にお聞きしても、実際のところは、部活動がこれまでどおりやりたいという先生も実際いるところは確かです。その反対もございます、先生方の中には。

ただ4時45分が終業時間だということで、もともとはこの事業というのが、国が発したのは、先生方の働き方改革というところから発していますので、この4時45分が終業時間っていうことで、それを守らなければならないというのはよくよく分かるのですが、先ほども申し上げましたように、部活動をやりたいという先生方もいらっしゃる中で、今この推進協議会の中でも、そこが一番まだ議論の最中でございまして、4時45分以降の例えば部活動を先生方の兼職、兼業という形で、スポーツクラブだとそういうところに一旦所属するという形で、兼職、兼業という形で、つまり4時45分からは先生という身分ではなくなるという方法がとれるのかどうかということを、今県との交渉中でございます。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） ちょっと視点を変えた質問をさせてもらいます。

例えば、野球という競技に特化して例をさせてもらいますが、例えば、平日の30分そこらではなかなか技量的にも進歩もしないし、土日の間は違うチームに入れよう、月曜日から金曜日まではクラブ、土日は違うチームで、皆さん、イメージされているのは硬式の野球チームをお考えかも分かりませんけれども。今全国的に見ても、軟式のクラブチームというのも

結構あります。仮にですけれども、軟野連に登録した場合に、中学校の選手登録と軟野連の軟式のチーム登録あった場合に、ここのクラブで入っている子たちが全中の大会の二重登録になるんですけれども、それとかというのは各競技団体とのすり合わせ等は、それは県がするもんやと思うんですけれども、やってる、素朴な疑問なんですけれども。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 詳しいところの県の進捗状況というのは分かりかねますが、実際のところ、中体連が本当にそれをやっていただかなくてはいけないということで、野球だけに関わらず、クラブチームとか合同チームとか、クラブと名のつているところが、中体連の試合に出れるようになっているという種目は非常に多いと聞いております。

だから、中体連の考え方も少しずつ柔軟になってきているということは確かにございまして、我々としてもそうなっていかないと、これ成り行かないなと考えておりますので、県に対してもそういう要望をしているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 非常に難しい問題を抱えている中、一つは平日のクラブ活動と土日のその地域クラブが別もんやという理解やというのが分かりましたので、一番懸念してた、例えば月曜日から金曜日までの指導者と、例えば外部人材の方が土日に、例えば式下中学校のあるクラブを教えた場合に、指導の方針とかその競技での価値観の違いがあった場合に、子供たち、選手が混乱するというのがあったんで、別物やと切り離されてるということで、その混乱は起こらないかなと思うんですが。

僕らもいろんなところ、先進地に視察行く中で、現行も一つの学校一つのクラブというのがなかなか難しい、存続等も含めて難しいことなんで、近隣の3つ、4つの学校を一つにしてやるというケースがあるんですが、先ほど町長からの答弁の一番の最後のところに、磯城郡3町の町長会においても情報交換、議論を行い、奈良県や国に対して、移行までの道筋を明確に示してほしいと要望、要望も大事やと思うんですが、例えば抜本的に式下中学、田原本と磯城郡を一つの町やと考えて、やっていかはるというようなお考えはないんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 当然その案は、私個人としても持っておりますし、それぞれ磯城郡の校長先生方、教育長の皆様もそのお考えあると思います。

ただ、今、推進協議会のところで。今年度に関しては具体的にその話が進んでいるというわけではございませんが、先ほど申し上げましたように、一旦土日の部活動がなくなるとい

うことですが、令和8年、令和9年ここら辺りで、本当にきちっとしていかんとあかんと思いますので、例えば3町が一緒になって、合同チームでちゃんとクラブを名のるということはこれから当然出てくるべきやと思いますし、そうしないと成り行かないとは思っておりま

す。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 今、僕もそこは疑問やったんですけども、あえて触れなかつたんですけども、合同チームがクラブを名のるっていうことでも、合同チームの定義とクラブの定義って違うと思うんですけども。

じゃ、クラブ単体と、全中、全中といったら学校単位の大会やと思うんで、そこが合同チームとクラブって全然違いますよね、考え方。合同チームというのは、基本は人数が少ないとから合同チーム。例えば式下中学20人、田原本北中学に20人、田原本中学に20人いたら単体で出る。5人、5人、5人だから合同チーム。だから、クラブチームと合同チームの定義って全く違うと思うんですが、それを合同チームをクラブとした場合は、クラブは全中の大会、中学大会には出れるかどうかというのはこれから的是り合わせやと思うんですけども、という認識でよろしいでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 実際のところ、例えばサッカーなどでは、合同チームをクラブというふうに名のって、クラブチームにしてしまっているところが、実際大阪なんかでもござりますので、恐らくそういう方向にこれからどんどん進んでいくのではないかなと思っております。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） いろいろ質問しますけれども、別に教育委員会とか式下中学校を攻めているわけでも全くなくって、これも県にも言ってますけれども、県がしっかりとした指針を示さないんで、全くもって我々も被害者と思ってますんで、もっと町長も町長外等含めて、県に対してはちゃんとした指針というのを統一ルールでやってくれ。もう39市町村が混乱しているんやというのを強く言ってもらえたならなと思います。

提案なんですが、三宅小学校でよく活動します三宅陸上クラブというのは、たしか、僕もここまで細かくは知らないんですけども、川西の子、田原本の子とかも交えて、多いときは100人単位でやっているクラブやと認識してますんで、あれをモデルケースに、ああいう形の磯城郡のクラブというのも模索されたらどうでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 現在、三宅クラブは、できた当初は本当にもっと広いところからと
いうことであったんですが、指導者の高齢化の問題とかということがございまして、現在三
宅の子供たちだけでと聞いております。

ただ、おっしゃるような形は、我々も模索しているところでありますから、総合型スポー
ツクラブの期待したところはそういうところなんでございますが、本当に難しい状況でござ
います。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 時間もありますんで、あんまりこれ質問長くなつてあれなんですが、
一つだけ、ここだけは一番担保してほしいというのは、今、大阪の堺市であったのが、3年
も4年も前なんですが、陸上でクラブの地域移行で、絶対、土日の先生方がグラウンドに立
ち入るのもまかりならんということで、何が起こっているかというと、自分たち、近隣の中
学の監督さんとか、指導者全員で、業務とは別に、手弁当で無報酬で地域クラブを立ち上げ
てはりました。業務量で言うたら、普通の何十倍や言つてました。

だから、逆に言うと、教職員の働き方改革、働き方を減らすということをやったことが、
何倍にもなつてているというような事例がありますんで、そういうことが、式下中学校では起
こらないようにだけは、重々チェックしといてもらえたならと思います。

それでは、2つ目の夏の猛暑、熱中症対策ですが、先ほどいろいろ工夫してもらってて、
ありがたいんですが、1つだけ、これもまた驚愕やつたのが、今年度からつけた三宅小学校
の体育館の移動式のクーラーなんですけれども、9月末に納品予定、もちろん相手方さんあ
るもんなんで、そうですかとしか言いようがないんかも分かりませんが、当初予算つけて、
毎年のように猛暑が続くんで、ある程度、これで多少なりとも猛暑からは子供らを守れるな
と思ってて、今年はすごい記録的な猛暑やつたんで、クーラーについて助かってんなと思つ
てたら、9月末の予定なんですか。

○議長（瀬角清司君） 出口局長。

○教育委員会事務局長（出口 正君） そうですね、先ほどの教育長の回答にありましたよう
に、9月の末に納品という形で聞いておりまして、小学校のほうは10月に運動会もございま
すので、それに向けても、体育館のほうは使用しますので、こちらのほうを活用させていた
だきたいというふうには聞いております。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君）　これは終わったことですし、本当に相手方さんあるもんなんで、業者から引く手あまたなんで、生産間に合わないから9月になります、致し方ないんかなと思いますが、できるだけ早く納品してもらって、運用されることを願っています。

猛暑対策の中で、昨今ニュースなってたんですが、北海道で登下校中に熱中症になって、痛ましくも死亡事故というのがあって、北海道では非常に熱中症対策というのはいろいろ工夫されておりまして、例えばプールの授業が、僕らは子供の頃ってプールって、夏涼しいからということですけれども、あまりにも暑過ぎるんで、プールの授業自体を中止しようという自治体があったり、北海道では31度以上で野外活動中止、一番強烈なのが30度以上であれば下校させない、子供に。だから、30度超えてたら、送迎つきのご家庭は、送り返せますけれども、仕事の都合で迎えに来れない家庭に関してはとどめおいて、下校させないというようなところもあるみたいでそれとも。

それとか、あと東京の府中市なんかでは、8月27日の終業式を、暑過ぎるんで、夏休みを延期して、9月1日にしたとか、いろいろな工夫をされてますんで、これはただの事例ですんで、それをおいて、今すぐどうのこうのというのではないでそれとも、来年以降も暑い夏が想定されますんで、参考にしてもらえたならなと思います。

1つ、園の中の対策として、テントやサンシェードを張って、日差しを遮るとありましたか、これにつきましては、僕、植村局長に口頭とかで、園の中で、園庭を全部囲えるようなサンシェードもありますから、議会としてはお金が結構かかるもいいんで、もしやってあげれたら、外遊びもできますよということをお話させてもらっていたんですが、あれは検討してもらったんですよね。

○議長（瀬角清司君）　植村部長。

○健康子ども部長（植村恵美君）　サンシェードにつきましては、一応事例のほう、紹介していただいたので、資料のほうとか確認させていただいたんですけども、サンシェードのほう、園庭全てを覆っている園のほうでは。金額のほう4,400万、設置にかかるということでして、三宅幼稚園のほうの園庭も広いですので、同額程度はかかるかと予測されます。ですので、そこまではちょっと厳しいかなと思ってます。

しかも、日差しのほう遮ったからといって、日中の温度のほうが高いままですので、遊びには向かないという現状もありますので、一旦園庭のほうを全てサンシェードで囲うというところは、検討はできないかなと考えています。

○議長（瀬角清司君）　辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） ありがとうございます。

今の回答は、実は事前に植村局長にも聞いてました。

何が言いたかったかというと、こういういい案あるから、ぜひお金はかかっても議会でちゃんと通すように頑張ってやりますんでということを提案した後に、ちゃんと今のように事細かく精査してもらって、こういう理由があるからできませんと。

という、だから、そういう姿勢がこっちとしてはありがたいというか、聞きっぱなしで、右から左何もしないではなく、我々9人議員がいてたら、いろんな提言等させてもらいますんで、調べたり、チャンレジしてもらって、こういう理由やからできませんとかだったら、こっちも納得はしますんで、できたらそういうふうに、これからも全ての事業でやってもらえたたらと思います。

ただ、一点だけ、局長、今言われた4,400万、それも承知してます。今、日本全国で1社か2社しかあれ生産の業者がなくって、やんのに4,000万かかるというのは承知してます。

僕、あのとき言うたときに、200、300万でできるなんか違うかと安易な考え方でご提案させてもらったんですけれども、支柱の強度であるとか、特殊なシェードが張ってるというのもありますんで、それぐらいかかるというのは承知してまして。さすがに4,000万となったときにはなかなか、議会としても、うつとなるような感じがよく分かります。

ただ、もしあれやったら、その専門業者以外でも、もうちょっと、例えば今考えているスペースの3分の1のスペースで、違う業者に頼んだら、それを何十分の1かに圧迫できへんかとか、そういうのも調べてもらえたならなと思いますし、先ほど言われてたようにも、もちろん7月、8月の一番暑い時期やったら、サンシェードしたとて、その下でも暑いのは分かりますけれども、今9月、10月でも暑いんで。例えば6月、9月、10月の、夏という7月、8月以外の暑いところを避ける意味でも、そういうサンシェード。今、1社で4,000万かかるというのを違う業者もいろいろ探してもらって、やってもらえる努力をもう一步踏み込んで、やってもらえたたらと思いますんで、よろしくお願いしときます。

○議長（瀬角清司君） 植村部長。

○健康子ども部長（植村恵美君） その件につきましては、一応、大阪のほうの業者さんのはうにも問い合わせをさせていただきまして、一旦園庭のほうの地図とか送らせていただいて、手動で、職員が手で滑車を回した状態のサンシェードについては、大体3分の1ぐらい、園庭を見ていたいでいるとは思うんですけども、トラックがある範囲についてだけサンシェードで覆うということをした場合、1,000万から2,000万ぐらいというふうには聞いており

ます。

そこを電動ということになりますと、やはり電気工事等々が発生しますので、高くなると
いうことで、業者のほうからは回答をいただいているところです。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 我々もいろいろ知恵絞って協力できるように、我々も一緒になって子
供たちの熱中症対策ということで、いい案出せるように鋭意研究してまいりますので、よろ
しくお願いしとります。

それと、グローブ100周年なんですが、時間も時間ということで、本当は一番聞きたかったことではあります、時節柄1番、2番のほうが、今一番タイムリーで、3番に関しましては12月議会で、再度お聞かせ願いたいと思いますんで、よろしくお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬角清司君） これで辰巳光則君の一般質問を終わりたいと思います。

ここでしばらく休憩をいたしたいと思います。会議の再開は午後1時20分よりお願いをい
たします。

（午後 0時14分）

○議長（瀬角清司君） 休憩前に引き続き会議を開いてまいりたいと思います。

（午後 1時19分）

◇ 川 鰐 実希子 君

○議長（瀬角清司君） 日程第3、一般質問についての議事を続けてまいります。

続きまして、3番議員、川鰐実希子君の一般質問を許します。

川鰐実希子君。

○3番（川鰐実希子君） 私からは、少子高齢化に伴い、ペット飼育者が増える中で、ペット
飼育者の避難をスムーズに行うために、町が取り組むべき施策について質問いたします。

少子高齢化に伴い、ペットの飼育数が増加しています。ペットは飼っている人にとっては
家族の一員ですが、動物が苦手な方やアレルギーのある方もいらっしゃるため、災害時の避
難をどうするかは難しい問題です。

環境省は同行避難を推奨しています。同行避難とは、ペットを迷子にしないように、飼い
主が責任を持って避難所まで避難することです。

問題は、避難所に着いてからですが、避難所におけるペットの取扱いは、国の統一的な基準ではなく、自治体によってまちまちです。

2023年12月と少し古いデータですが、ペットと飼い主が同じ建物の屋内で避難できる専用避難所を設けている同居避難の自治体は、県庁所在地、政令市、東京23区の74市区のうち、僅か6市でした。

国は、専用避難所の設置を義務づけてはいません。

しかし、専用避難所がないために、車中泊や被災した自宅での生活を続けるという問題が、災害発生のたびに報じられています。

このときの調査対象ではありませんが、愛知県犬山市は市内33か所の避難所のうち、3か所を専用避難所にしており、またペット連れでの避難訓練も毎年行っています。

そこで町長にお尋ねします。

1、ペット同伴者の同居避難を確保する考えはありますか。

例えば三宅小学校の体育館を一般の方の避難所とするなら、小学校の教室のうち、使用頻度の少ない何室かを同居避難者の専用避難所にするという考え方もあるかと思いますが、いかがですか。

2、同居避難できることで、ペットも飼い主も被災時のメンタルケアにつながると思いますが、同居避難が無理であれば、せめてペットだけの避難場所を屋外ではなく、屋内に確保する考えはありますか。

3、避難訓練にペット連れの同行避難訓練を、一般の避難訓練と一緒に、または別個に行う考えはありますか。

事前に訓練することで、災害時のペットの取扱いを住民の皆様に周知することもできると考えますが、いかがですか。

犬以外のペットは登録義務がないため、三宅町内でどのぐらいの数のペットが飼育されているかは把握できません。

今年1月末現在で、犬の飼育頭数は237頭とのことです。近年は、犬より猫のほうが飼育頭数が多くなっていますので、犬、猫、ウサギやハムスターなどの小動物を合わせると500頭はくだらないと思われます。

これらを飼っている方たちが、安心して避難できる状況を構築することで、車中泊や被害家屋での生活を続けることによる災害関連死などを防ぐことができます。

そのような観点から、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 川鰐議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めのペット同伴の同居避難所を確保する考えはありますか、三宅小学校の体育館を一般の方の避難所とするなら等のご質問ですけれども、ご質問とその次の同居避難できることで、ペットも飼い主も被災時のメンタルケアにつながると思いますがとの質問について、併せてお答えさせていただきます。

現在、ペットは単に動物というだけでなく、家族の一員として大切に思われていることは理解しております。

少しずつですが、災害時の避難に当たり、このような問い合わせも受けることがあります。そのため、ペットも人間と併せて避難することへの対応が必要なことは認識しているところではございます。

しかし、他の避難者にとって、ペット嫌いや動物アレルギー、鳴き声やふん尿等の問題から、避難所において、避難者と動物と一緒に同居避難させることはできません。

また、ペットと避難された方であっても、動物の種類によってアレルギーが異なる可能性があり、災害時において個々のきめ細やかな対応は非常に困難となります。動物と一緒に避難される場合、ゲージ等に入れてもらうなどの対応を行ってもらった上で、避難所に避難してもらうことになります。

三宅町では、避難者とペットとが一緒に過ごせる専用の避難所はありませんが、高齢者作業所やM i i M o 2階のテラスなどのスペースをペット用の避難場所とすることは可能であり、実際、近年の自主避難所の開設に伴い、対応をとった経緯もございます。

ただし、ゲージ等に入れられない動物や大型の動物は、雨がしのげる軒下などの場所で、できる範囲の対応となるため、ご理解の上、避難していただくことになります。

次に、3つ目のご質問である、避難訓練にペット連れの同行避難訓練を、一般の避難訓練と一緒に、または個別に行う考えはありますか、事前に訓練することで、災害時のペットの取扱いを住民の皆様に周知することもできると考えていますが、いかがですかとのご質問ですが、今年の10月25、26日に、近畿府県合同防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練・奈良県防災総合訓練が、奈良県下の関係市町村で実施され、三宅町は26日に三宅町体育館において、町の防災総合訓練も併せて行うことになっております。

この中で、奈良県のアニマルパークが、ペット避難について担当いただき実施することになっています。

現状、ペット等を含めた避難者を避難所へ全て受け入れるようなことは不可能であると考えていますが、車中泊や自宅等での避難生活が余儀なくされるため、これに対し、川鰐議員ご指摘されている災害関連死などをどう防ぐのか、情報をどう届けるのか、避難物資はなどの課題があるため、今後このような課題に対し訓練等の場を通じて、しっかりと対応を考え、実践してまいりたいと考えております。

以上、川鰐議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 川鰐議員、再質問。

川鰐議員。

○3番（川鰐実希子君） ご答弁ありがとうございました。

10月26日に三宅町体育館において、アニマルパークがペット避難の訓練を行う、ペット避難について担当する旨ご回答ありがとうございましたが、そこをもう少し詳しく説明していただけませんか。

○議長（瀬角清司君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 26日に三宅町が、そこで防災訓練を合同で行うんですが、三宅町が担当するのが、避難所運営、設置、設営訓練だったと思います。避難所の運営についてを三宅町の体育館で訓練を行うことになっておりますので、町職員ももちろん、社会福祉協議会の職員とか、奈良県も踏まえまして、避難所訓練をやるんですが、その中で、県も一緒に合同でもちろんやりますので、アニマルパークの職員がそういうペットのことを、避難について、一緒に避難をどうやって運営していくかということを訓練するという今の形、すいません、詳細までは、今手元にございませんのでお答えすることはできないんですが、一緒にそういうような訓練も同時に行うということでお聞きはしています。

○議長（瀬角清司君） 川鰐議員。

○3番（川鰐実希子君） なかなか3月の一般質問でも、防災時の職員のことについていろいろと質問させていただきまして、そこで明らかになったのは、三宅町の場合、三宅町在住の職員さんの数が非常に少ない。

そういう中で、なかなかそういう避難所の運営とかも大変なことは推察いたしますが、やはり常日頃から、はっきり言って100人の職員がいるうち、三宅町に住んでらっしゃるのが10人前後しかいらっしゃらないというお話を聞くと、私もそれで一体何ができるんだろうと思わざるを得ないんですね。その方たちだけで、あれもこれもというのは到底無理があります。

でも、ペットを飼っている人間からすると、ペットというのは本当に自分の子供も一緒なんですよね。だから、自分が避難するんであれば、その子も一緒に連れて行きたい。

先ほどのご答弁にありましたように、同じ空間の中に、人間とペットが一緒にいるというのがやはり無理だという、それは分かります。ケージに入れて連れて行っても無理だと思います、アレルギーとかの問題で。

でも、例えば空き教室、ここ答弁の中で、M i i M o 2階のテラスとか高齢者作業所とか、そういうふうに離れたところにそこにペットだけ置くというようなことは可能だと言うのであれば、そういう担当を決めていただく、そこで誰か、ペットだからいればいいというんで、一人置いといても、しゃべれないし行動もできないし、でも、だからといって、貴重な職員を割くわけにもいかないので、そういうところの管理、運営するような人を、常日頃から意思疎通を図っておいて、災害時にはその人がついている、何だったら、私やつてもいいです。多分、ペット飼っている人ってみんなそういう気持ちだと思うんですよ。

だから、そういうことで、そういう計画さえお示しいただけたら、災害時にはここを、どんな災害が起きるか分かんないので、今、高齢者作業所と思っていて、実は高齢者作業所が被災してしまうこともありますよね。ですから、現実に災害が起きたときに、ここをペットの避難場所にしましょうということを決めて、その管理人みたいのは、どういう人みたいなところを決めておくというのは、一つ方法じゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（瀬角清司君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） ご意見ありがとうございます。

ペット避難につきましては、今まで空調の設備がございますので、高齢者作業所等において、避難をしていただいているのが現状なんです。

今まででしたら自主避難という形でしたので、職員がなかなかつくことができず、一緒にいといていただくのは構わないんですが、なかなか管理することはできなかつたんですが、きっちとした避難所として、指定、もちろんするならば、職員の配置、たくさんできないかも知れませんが、それなりに連絡という形も。

幸いなことは、役場に近い場所に全ての施設がございますので、その辺の管理をきっちりしていきたいなと思っています。

それと、川嶋議員からお話ありました訓練時において、今たまたま県の防災訓練ございますが、やはり今そういう訓練も、身近な訓練もこれからは取り入れていかなければ、なかなか混乱を招くようなことにもなりかねますので、しっかりとその辺は計画を立てて、周知

できるようにしていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（瀬角清司君） 川鰐議員。

○3番（川鰐実希子君） ありがとうございます。

来年度以降、そのようにペットの訓練も考えていただけるということで、これでちょっと枕を高くして、うちのわんちゃんも眠れるんじゃないかと思います。ありがとうございます。

○議長（瀬角清司君） これで川鰐議員。

○3番（川鰐実希子君） 以上です。

○議長（瀬角清司君） ということで、川鰐議員の実希子君の一般質問を終わりたいと思います。

◇ 池田年夫君

○議長（瀬角清司君） 続きまして、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

9番議員、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

まず、こども誰でも通園制度について。

来年度、2026年4月からゼロ歳から2歳児の未就園児を対象に、新たなこども誰でも通園制度が始まります。この制度は国主導で作られ、実施主体となる市町村の意見はほとんど聞かず全国一斉にスタートします。市町村は、今年度中に実施のための条例制定やニーズ調査を行い、住民への制度の周知などの準備を行う必要があります。

準備状況はどのようにになっているのか、町長の所見を伺います。

次に、学校施設の建て替えについて。

三宅小学校の施設は、校舎8棟の建設物で構成され、昭和56年、1981年以前の建物が多く、44年以上の建物となっています。

町の公共施設等総合管理計画では、現在の施設を使い続けるためには、適切な維持管理、計画的な修繕を検討する必要がありますとなっています。

25年3月議会の予算審査特別委員会資料132ページ、未来の学校プロジェクトに小学校建て替えの主なスケジュール予定が掲載され、令和7年、8年に基本構想、基本計画策定、PFI導入可能性調査ほか、令和9年PFI導入に向けたアドバイザリー業務ほか、令和10年から12年基本計画、詳細設計、建設工事、埋蔵文化財発掘調査ほか、令和13年新校舎運用開始となっており、予算審査特別委員会で否決されました。

その後、どのように進捗していますか。町長、教育長の所見を伺います。

次に、資格確認証の送付について。

7月に健康保険、後期高齢者医療の保険証、資格確認証が送られています。資格確認証の期日は、令和7年8月1日から令和8年7月31日までとなっています。

政府は、国民にマイナンバーカードの取得を5年間にわたって進めてきましたが、国民の保有状況は令和7年6月末時点では78.7%、奈良県では79.2%で全国順位は29番目、三宅町は78.3%となっています。

来年度も資格確認書は発行されるのでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、上水道管の整備について。

国土交通省は、水道管の老朽化で、耐用性が低下し、破損のリスクが大きい鉄製の上水道の旧式管を全て撤去する方針を決めたことが、8月10日に分かったと新聞報道されています。

三宅町の上水道の総整備延長は、約54キロメートルとなっていると町の公共施設等総合整備管理計画には記載されています。

管路の大半は、整備年度が不明となっていますが、町の水道事業は昭和38年、1963年4月より供給開始となっています。水道管の耐用年数は40年間とされていますので、現在62年が経過しているところになります。

町の公共施設等総合管理計画にも、この期間に整備された管路は既に耐用年数を経過しているため、漏水事故防止のためにも交換が急がれますと記載されています。

水道事業は、令和7年4月1日に奈良県広域水道企業団となり、水道事業の運営と会計が移管されましたが、どのようにしていくのですか。町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては自席からの再質問を行わせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、こども誰でも通園制度についてのご質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度は、令和5年12月に閣議決定したこども未来戦略において、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方及びライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とし、令和8年度から実施されます。

こども未来戦略では、子供誰でも通園制度と称されておりましたが、法の改正により、乳児等通園支援事業と位置づけられております。

当制度は、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を対象とし、月10時間と上限とした利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で、柔軟に保育所や認定子ども園等を利用することができ、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく給付事業として、全国の自治体で実施することになります。

議員からのご質問にありました準備状況についてですが、児童福祉法の規定に基づき、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、事業実施事業者の認可に関する規則の制定を10月中に実施し、11月以降に実施事業者の申請受付を行い、令和8年2月に認可を行い、3月には事業の広報周知を予定しております。

今議会において、乳児等通園支援事業に係る議案を上程しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、学校施設の建て替えのご質問についてお答えします。

お述べのとおり、予算審査特別委員会で否決された計画そのものが、学校の建て替えに関する全てであり、現在は全く何も進んでおりません。

4か月間検討を重ね、このたびの議会において、補正予算を計上しているのが学校の建て替えに関する進捗状況であります。

続きまして、資格確認書の送付についてのご質問にお答えいたします。

初めに、令和6年12月2日以降、従来型の健康保険証の新規発行は停止され、マイナ保険証への移行が進められています。

国民健康保険と後期高齢者保険については、令和6年12月1日以前に交付された保険証の有効期限が令和7年7月31日に満了となり、今後はマイナ保険証の利用が基本となります。マイナ保険証を持っていない人、または登録をしていない人には、資格確認書が交付され、従来の保険証と同様に医療機関で使用可能です。

さきの年度の更新に当たりましては、新たな資格確認書の発行について、国民健康保険と後期高齢者保険では取扱いが異なります。

まず、国民健康保険の資格を有する方で、マイナ保険証未取得の方には令和8年7月末を有効期限とする資格確認書を、既にマイナ保険証のお持ちの方には資格情報のお知らせを発送しています。

資格情報のお知らせとは、自身の加入する健康保険の資格情報が記載されており、国はマ

イナ保険証とともに携帯すると、システムのエラーなどで利用できない場合など、不測の事態に対応できるとしています。

次に、後期高齢者医療の資格を有する方には、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、本人からの申請不要で、全ての方に資格確認書が一斉交付されています。

その背景としては、後期高齢者のマイナ保険証利用率が低いことや、従前の保険証の有効期限のタイミングにおいて、市町村窓口への申請が集中し、混乱を招く恐れがあるとの判断から、国は令和7年8月から令和8年7月末までの暫定的な措置として実施をしております。

その後の資格確認書の運用については、現時点では未確定なところもありますが、今後の制度改正や国の運用方法については、引き続き国の動向を注視しつつ、制度移行の過程について、住民の皆様が必要な医療を安心して受けられるよう、丁寧な周知と対応に努めてまいります。

最後に、上下水道の整備についてのご質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、県と26市町村により、奈良県広域水道企業団を設立し、事業を開始しており、その意思決定機関として奈良県水道企業団議会が置かれており、議会からは奈良県広域水道企業団議会議員を選出いただいているところでございます。

また、奈良県広域水道企業団内の協議組織として、運営協議会があり、構成団体の首長で構成されており、企業団運営に係る重要事項の協議、報告・共有を行うものであります。

奈良県広域企業団設立後も、磯城郡水道企業団における広域化計画・管路更新計画は、継続して実施されているところでございます。

議員ご質問の水道事業についての本町の認識についてでございますが、令和4年度から令和6年度の磯城郡水道企業団における事業実績といたしまして、令和4年度から令和5年度に石見地区において、広域化事業として連絡管布設事業1,400メートル、運営基盤強化事業として管路更新100メートル、合わせて事業費1億203万1,600円を実施し、うち国庫補助金は3,098万9,000円、本町からの出資金3,080万円でございます。

令和6年度は、伴堂地区において、広域化事業として連絡管布設事業250メートル、運営基盤強化事業として管路更新250メートル、事業費3,854万8,400円を実施、うち国庫補助は992万3,000円、本町からの出資金は980万円となっております。

いずれも、本町からの出資金は、奈良モデル補助金の交付対象事業であり、翌年度に交付をされる仕組みとなっており、令和5年度に128万円、令和6年度に1,104万円の交付を受け、令和7年度は392万円が交付される予定でございます。

次に、令和7年度の奈良県広域水道企業団磯城事務所での事業予定についてご説明をいたします。

引き続き、広域化・運営基盤強化事業として、伴堂地区で配水管布設事業、予算額1億2,000万円が計上されており、一部、東屏風地区に変更して事業が実施される予定となっております。うち、国庫補助金は3,838万4,000円、奈良県の出資金は3,830万円でございます。

また、事業統合後も緊急漏水等への対応は、奈良県広域水道企業団磯城事務所で実施されており、水道管の大半は道路占用物件であることから、本町の道路管理担当においても情報共有を行っているところでございます。

以上で池田議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 池田議員、再質問。

池田議員。

○9番（池田年夫君） まず、学校施設の建て替えについて、再質問いたします。

予算審査特別委員会で否決され、8月18日の議会運営委員会当日出された未来の学校プロジェクトの内容を見てみると、予算内容ではプロポーザル選定委員会委員の報酬は同額、整地視察の職員旅費が38万9,000円増、学校施設アドバイザー、建築士委託料同額の300万円、教育アドバイザー、教育長補佐委託料同額の300万円、学校を核としたまちづくりの基本構想策定支援委託料、名称は変更されていますが、119万9,000円増と予算となっています。

何をどのように検討されたんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 未来の学校プロジェクトに関する補正予算につきましては、三宅小学校及び式下中学校の建て替え時期が迫っている以上、それに向けてしっかりと考えていく、まず母体、母体を作らなければならないと私を含めた教育委員会事務局数名で進めることは到底できません。まず母体を作りたいと思っています。その母体をどのように進めていくべきかっていくことを3月議会以降、5か月間検討重ねてまいりました。

その上で、このたび補正予算を提出させております。

以上でございます。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、母体を作るのが先だというふうに答弁されたんですけども、その母体とはどういうものなんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） まず、母体のほかにも、視察のことも含めてご回答申し上げますが、まず、学校の建て替えを先行実施されているところを視察をしたい、そのための費用がございます。ネット上の資料から当然分かりませんので、現地でとにかく現地行って、学校を見たい、視察に出かけることはこの数年間必要だと思います。

それから、今のご質問なんですが、母体を作るために、まず週に1回から月に2回程度、三宅町にお越しいただいて相談をさせていく教育長補佐、それから教育アドバイザー、住民さんとの対話を重ねて、とにかくそこで出た意見を取りまとめていただく事業者、そして、その事業者を選定する際に必要な選定委員の報酬、それらが今回の補正予算でございます。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 次に、この未来の学校プロジェクトの内容について、学校関係者あるいはPTAには説明されてるんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） あくまでも、三宅町が進めていくべき、教育の方向性でスタートしたばかりでございますので、現時点で、特段、PTAの方とか学校関係者に何か説明するものができないかというと、今現時点ではございません。

したがって、今現在では説明会等は行っておりません。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 補正予算の中にも、いつから新しい学校で始めるということも書かれていますし、早くこういう、今の学校の状態がこういう施設の状態がこういう状態であるので、PTAあるいは学校の先生方も含めて、こういう考え方を持っているということを説明し、同意を得て始めるのが筋だと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） そのための母体が必要だというふうに考えております。私、それから教育委員会事務局内だけでは到底できませんので、まずこの母体を今回作って、秋以降はすぐにそういう会を設けていきたいなと思ってます。

現段階でも、教育フォーラム等実施いたしまして、住民さんには建て替えが迫ってますというお話をさせていただいておりますが、具体的に我々チームができましたら、すぐに秋以降はそういう形で動いていきたいなと思っております。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 母体というんか、そういう人員の中に、そういう実際に学校の建て替

え問題について、住民にも分かりやすく説明する必要があると思うんです。

そして、この建て替えについて、今の施設がこういう状況であって、どういうふうにしていかなければならないということを含めて、住民に説明し、住民の声を聞く必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） その計画でございます。住民さんにとにかくお話をさせていただきたいし、住民さんからも意見を伺っていきたい、そのように考えています。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） それで、現在の校舎の配置図をどのように変更しようとしているのか、今までいくのか、あるいは、先ほども述べましたけれども、8棟という施設があるわけでありますけれども、それをどういうふうに集合し、あるいは配置についてどのようにしていくのか、そういう検討はされていないんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 現時点では全く白紙でございます。これからだと思っています。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） そういうことも含めて明らかにし、住民の声を聞く必要があるというふうに思います。

次に、上水道管の整備についてでありますけれども、さきの答弁を聞いていますと、質問でも申し上げたんですけれども、三宅町の上水道管のキロ数は54キロだというふうになっているわけでありますけれども、ここ2、3年の工事の進捗状況を見ていますと、済んでいるのが約2キロしか進んでないということになれば、今後このままずつといけば、あと20数年かかるというふうに思うわけでありますけれども、このことについて、どのような考え方をされているんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 54キロとありますけれども、下水道の整備、平成の初めのほうにさせていただきました。

その際に、併せて水道管の更新というところも、併せてしているところがありますので、単純に54キロが耐用年数をもう過ぎているものではないというところでご認識いただけたらと思います。

そして、計画どおり、今、順次更新、また連絡管の整備というところを図っているところ

でございます。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 下水道管の整備と一緒に水道管の整備も行ったという今の答弁でありますけれども、そうしたら、実際今の三宅町の上水道管の中で整備されていないのは、どのぐらいあるのでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 岡橋部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正識君） 今、議員のご設問では整備の率をおっしゃっていると思うんですが、先ほど町長答弁いたしましたように、これまで磯城郡水道企業団を経て現在、奈良県広域企業団のほうに変わっているわけですけれども、令和4年から6年において水道管の更新は、450メートル行われております。

これとともに、広域連絡管ということで、磯城郡をつなぐ連絡管の整備を行っているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今の答弁では、あと何キロ残っているということが全然分からない。今、工事のやり方にすれば、それこそあと20数年はかかるということにもなるんではないか。それでは、また、次のまた、今の入替えたやつがまた古くなるというような状態にもなるんじゃないでしょうか。

この問題については、全国的な問題もあるし、奈良県全体の問題でもあると思うんですけども、早く計画を明らかにして、早く進める必要があるんではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（瀬角清司君） 岡橋部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正識君） ただいまの奈良県水道企業団における更新の計画、目標でございますけれども、基幹管路の耐震化率につきましても10年後に企業団全体として46%、経年管路の更新率につきましても企業団全体として10年後に1.13%とということで目標が設定しております。

また、三宅町における経年施設の更新計画といたしましては、重要給水施設の管路の更新ということで、旧式のダクタイル鉄管のA型、K型と言われる接合の部分でありますとか、鉄管につきましてを重点的に更新するということで、令和8年度以降、先ほど7年度1億2,000万ということで投資額の説明をさせてもらったんですけれども、10年間続きまして8,000万の投資をするということで、計画はされております。

○議長（瀬角清司君）　補足がありますか。

森田町長。

○町長（森田浩司君）　奈良県広域水道企業団になるときに、論点としてありましたけれども、当初、単独で行っていく場合が、80年で一周の整備計画しかできないというところで、国の補助であったり、使用することで60年に一回更新していくという形で進めていく計画というのが立てられて、奈良県広域水道企業団としてはその計画に基づいて、整備のほうさせていただいております。

池田議員おっしゃるように、早くするためにというところもございますけれども、こういったことをしながらでも、奈良県全体が更新遅れているところがございましたので、60年間かけて全体を一周するような計画で、今整備が進んでいるところでございます。

○議長（瀬角清司君）　池田議員。

○9番（池田年夫君）　広域化計画では、幹線外路耐震化率の見通しの中で、三宅町の場合、平成29年ではゼロ%、平成8年度、来年ですけれども19.8%、令和18年度88%、令和28年度に100%の計画ということが言われているんですけれども、これに間に合うような町の計画持って、県の水道事業団辺りにそういう提案と言うんか、そういうことはできないんでしょうか。

○議長（瀬角清司君）　岡橋部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正識君）　ただいまおっしゃられた計画につきましては、恐らく磍城郡水道企業団の計画を指しておられると思います。もちろん、その計画もございまして、奈良県の広域計画でございますので、先ほども答弁ありましたように、運営協議会のほうに各首長、全首長が入っております。三宅町議会からも議員が出ていただいておりますので、その辺りは広域企業団の計画について、三宅町としてもしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

○議長（瀬角清司君）　池田議員。

○9番（池田年夫君）　実際に、下水道の会計は一応三宅町独自で審議できるんですけども、上水道については今の奈良県のほうが一本化になって、三宅町議会ではそれについてどうこうすることはなかなか難しいんですけども、委員も出ておられますんで、そこでもそういう意見というかを含めて発言をしてもらうということを含めて、参加している議員にこのことを言うておきたいと思います。

次に、こども誰でも通園制度についてなんですか？　先ほどの答弁の中でも、市町村

は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、事業実施事業者の認可に関わる規則の制定を10月中に選定し、11月以降に実施事業者の申請受付を行い、来年の2月から認可を行うという答弁があつたんですけれども、三宅町のニーズはどのようになつていいんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 植村部長。

○健康子ども部長（植村恵美君） 三宅町のほうでのニーズに関しましては、住民ニーズにつきましては、昨年度策定しました子ども・子育て支援事業計画にて、ニーズ調査を行ったところ、ゼロ歳児でお一人、1歳児の方でお一人の方が希望されているのみにとどまっています。

ですので、国の給付基準では、1か月お一人10時間程度の利用時間となっておりますので、特段、毎日利用される方が出てくることはないと予測しております。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、ゼロ歳が1人、1歳児が1人ということなんですか？それに対する受け入れとして、時間がどのようになるのか、あるいは保育士の確保はどうなつているんでしょうか。

今までいけるのか、どうか。新たに保育士を雇入れなければならないのか、そこら辺について見通しはどうでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 植村部長。

○健康子ども部長（植村恵美君） 現在、既にこちらの乳児と支援事業の枠組みと同じような一時預かり保育というものを実施しているところです。

そちらの一時預かり保育のほうも、特段今のところ利用者さんというのには多くありませんので、それらと同様の枠組みで対応する方向で、これから検討していくたいと考えておりますので、人員の配置等につきましては現状維持と考えております。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） それでは保護者負担はどうになるんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 植村部長。

○健康子ども部長（植村恵美君） 保護者負担につきましては、国の方では1時間300円と定めのほうがありますが、今、現在実施している一時預かり保育のほう、こちらが1時間200円というふうに設定しておりますので、そちらの利用料とも整合性を図った上で、決定してまいりたいと思っております。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今度の新しい制度ができるに当たって、令和6年度の教育・保育施設等における事故報告集計というのが、こども家庭庁から出されているんですけども、三宅町の場合、こういう事故がなかったのか。そしてまた、安全性についてはどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 植村部長。

○健康子ども部長（植村恵美君） 議員お述べの事故報告につきましては、死亡事故や意識不明事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故について、国に報告をしなければならないと定められているものとなります。

三宅町におきましては、三宅幼稚園、そしてひまわりのたね、ともにそうした重篤な事故は起こっておりません。

子供たちが安心して安全に過ごすことは、幼稚園においても、ひまわりのたねにおいても、最も重要なことであると考えておりますので、国から発出されている通知やガイドラインを下に、職員のほうに対して安全対策を徹底するよう、日頃から注意喚起も行っておりますし、同時に危険箇所がないか、遊具や施設設備の安全点検といった環境整備のほうには取り組ませていただいております。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 次に、資格確認書の送付についてなんですか。こちらのほうでも答弁の中で、令和8年7月まで暫定的な措置として実施してまいりますという、今後も一応、来年まで一応、確認書は発行していくということではないかと思います。

資格確認書の送付について、先ほど答弁があったわけですけれども、政府はマイナ保険証の一本化に向けて、12月の2日以降、従来の健康保険証の利用を停止する方針です。

一本化と言えば、様々な煩雑な手続が一つに効率化されるように聞こえるんですけども、実態は逆であります。医療機関の窓口で、利用者の保険情報を確認する証明書は期限切れ、保険証の暫定的な運用も含めると、少なくとも9種類が混在するという異常事態となっています。

デジタル庁はセキュリティを強化した磁気マイナンバーカードを26年に導入する予定ですが、今急がれるのは12月に迫った保険証の利用停止の撤回ではないでしょうか。町からも政府に意見を上げるべきではないでしょうか。このことを発言して一般質問を終わります。

○議長（瀬角清司君） 回答はよろしいですね。

○9番（池田年夫君）　はい。

○議長（瀬角清司君）　これで池田年夫君の一般質問を終わりたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（瀬角清司君）　これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日5日より18日までは特別委員会並びに各常任委員会開会のため閉会といたし、
9月19日午前10時より再開をし、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案に
ついて、委員長の報告を求めることにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

皆様、お疲れさまでございました。

（午後　2時08分）

令和7年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和7年9月19日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 瞳 男	久 保 憲 史	川 鰐 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	吉 弘 拓 生
教 育 長	大 泉 志 保	総 務 部 長	森 本 典 秀
公共インフラ整備推進部長	岡 橋 正 譲	住民生活部長	宮 内 秀 樹
健康子ども部長	植 村 恵 美	教育委員会事務局長	出 口 正
会計管理 者	田 中 修 三		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	堀 川 佳 則	モニター室係	今 中 建 志
モニター室係	村 島 有 紀		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員	森 内 哲 也	9 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	---------	---------

令和 7 年 9 月三宅町議会第 3 回定例会〔第 3 号〕

議　　事　　日　　程

令和 7 年 9 月 19 日 金曜日
午 前 10 時 00 分 再 開

日程第 1 特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告

- (1) 決算審査特別委員会委員長報告
- (2) 総務建設常任委員会委員長報告
- (3) 福祉文教常任委員会委員長報告
- (4) 学校教育特別委員会委員長報告

追加日程第 1 発議第 2 号 三宅町学校教育特別教育会設置議決の一部改正について

◎開議の宣告

○議長（瀬角清司君） 皆さん、おはようございます。

令和7年9月三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立をいたしました。これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（瀬角清司君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりでございます。

◎特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬角清司君） 日程第1、特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告についてを議題といたします。

去る9月4日の本会議において、決算審査特別委員会及び常任委員会への付託いたしました議案等について並びに学校教育特別委員会について、各委員長より報告を求めます。

まず、9月8日と9日に開催されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、森内哲也君。

○決算審査特別委員会委員長（森内哲也君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

去る9月2日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、4日に当委員会に付託を受けました、令和6年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計歳入歳出決算並びに奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（三宅町）決算について、予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効果的に行われたかどうか、行政効果が発揮できたか、行政運営が万全に図られているかなどに視点を置き、去る8日、9日の2日にわたり委員会を開催し、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

最初に、財政健全化法に係る健全化判断比率報告について、実質公債費比率については、前年度より0.2%減の9.8%となり、将来負担比率等についても基準値を下回っており、今後の行政運営にますます期待をするところであります。

まず、令和6年度三宅町一般会計歳入歳出決算について、歳入決算額は49億475万4,927円、歳出決算額は45億5,081万2,646円、歳入歳出差引額は3億5,394万2,281円であります。

なお、次年度へは、繰越し事業である基幹系の電子計算システム業務費等の各事業に係る一般財源分の繰越明許繰越金9,449万5,000円と歳計剰余金繰越金の2億5,944万7,281円が繰り越されております。

次に、主な歳入決算について、町税については、5億9,544万3,900円で、前年度より1.7%の減少、地方交付税は20億9,423万6,000円で、前年度より1.7%の増加、国庫支出金は5億6,574万3,395円で、児童手当交付金、衆議院議員選挙委託金の増加等により前年度より4.3%の増加、県支出金は2億1,126万9,868円で、障害者自立支援費、県負担金、奈良モデル推進補助金の増加等により前年度より8.6%の増加、繰入金は3億8,662万4,352円で、公共施設等整備基金繰入金の増加により前年度より72.3%の増加、町債費は4億6,239万8,000円で、山辺・県北西部広域環境衛生組合の負担金に係る過疎対策事業債の増加により57.5%の増加、歳入合計は3億3,715万1,484円で、7.4%の増加となっております。

次に、主な歳出決算について、総務費については8億8,574万1,503円で、公共施設等管理費の減少、戸籍住民台帳費の増加等により前年度より16.8%の減少、民生費は14億3,143万5,358円で前年度より2.4%の増加、衛生費は7億1,955万6,569円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減少、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金の増加により前年度より86.9%の増加、土木費は4億9,042万8,158円で、大和平野中央プロジェクト推進事業費などの減少により前年度より12.9%の減少、教育費は3億2,603万9,548円で、ＩＣＴ環境整備事業費等の増加により前年度より18.3%の増加、歳出合計は1億4,177万9,153円、3.2%の増加となっております。

次に、審査経過について申し上げます。

会計課関係では、公会計支援業務についての質疑を行い、委員からは専門職の採用をしてはどうかというような意見があり、理事者より、専門性の観点から外部委託の必要性について回答がありました。

また、予算資料と決算資料への記載方法の統一についての要望も出されております。

総務部関係では、但馬駅前駐車場の賃貸借について、国の標準化に伴う住民情報系システムの更新と、機器購入や電算環境改善支援業務の内容について、外部人材アドバイザーの具体的な貢献内容について、防犯カメラ設置補助の実施内容と防犯対策について、選挙公報配布の現状と対応について、防災備蓄品の分散管理と自主防災会との連携について、人事課で

把握している職員以外の職員管理についての質疑がありました。

質疑において、委員から、防犯カメラの必要性と各自治会への支援に対する意見として、現在の補助額で公的な使用に対応できる機種が購入できないのではないかという意見があり、設置に対する補助金の引上げの要望もありました。

地域共創局関係では、地方特例交付金等地方交付金の増額要因について、デジタル田園都市国家構想推進交付金の繰越し事業について、広報紙の配布方法と経費について、地域公共交通事業の現状と課題について、地域おこし協力隊の活動状況と成果について、まちづくり協働推進事業について、交流まちづくりセンター運営費の財源とMiimo運営委員会の経理状況について、地方債残高に対する交付税算定対象額について、予備費の活用状況と今後の使い方について、ふるさと納税の特産品について、農業分野では地域おこし協力隊の募集状況についてなど、質疑を行いました。

質疑において、委員からは、地域公共交通の継続やこれまでの地域おこし協力隊の活動から見られる今後の仕組みづくりが必要であるとの意見があり、Miimoの運営については、経理状況を明らかにした上で町内の方の施設利用料の見直しなどの要望もありました。

まちづくり推進部関係では、三宅1号線現場技術業務の委託内容について、空き家の現状と実施内容について、カーブミラーの設置基準や通学路等の交通安全対策について、住宅新築資金等貸付金の債権管理についての質疑を行いました。

住民生活部関係では、障害者自立支援事業の利用状況について、住民票等のコンビニ交付の利用状況について、孤独死に関する見守り対策について、指定ごみ袋売払い手数料と広域化によるごみ処理委託の内容について、三宅町在住の方のふるさと納税の状況についての質疑を行いました。

質疑において、委員からは、戦没者追悼式を今後継続していくことの意義や、今後の非課税世帯への増加に対する対策が必要であるとの意見がありました。

健康子ども部関係では、あざき苑改修計画の内容について、学習支援事業について、地域おこし協力隊の活動経費について、幼稚園バスの利用状況と運営委員会での検討状況について質疑を行いました。

質疑において、委員からは、公認心理士による子育て相談窓口の周知を、母子手帳の交付時に周知してはどうかとの意見がありました。

教育委員会事務局関係では、教科書改訂とAIドリルの導入について、特別支援教育支援員の配置と対応状況について、学校給食の運営状況と食材費高騰の対応について、文化ホー

ルの運営コストと今後の方針についてなどの質疑を行いました。

質疑において、委員からは、文化ホールのＬＥＤ化による経費削減や、施設の利活用の方針についての意見がありました。

次に、全体概要についての質疑としては、一般会計決算の分析における財政調整基金、公債費償還基金、公共施設等整備基金の運用方針について、地域福祉計画の策定プロセスと今後の進め方についての質疑を行いました。

委員からは、財政計画の必要性と、公共施設等整備基金への優先席な積立てが今後は必要ではないかとの意見や、地域福祉に対する具体的で実効性についての意見などがありました。

なお、理事者からは、財政調整基金の額について次のような認識が示されました。

国の指針としては、標準財政規模の15%程度を財政調整基金として確保するのが望ましいとされている。現在三宅町の財政調整基金残高は約11億円であり、国基準だと約3億から4億を上回っている。しかし、公共施設整備などの将来の財政需要を見据え、15%を超える水準で確保が望ましい、そのような回答がありました。

以上のような議論を経て、一般会計の歳入歳出決算については、賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和6年度三宅町国民健康保険特別会計については、歳入決算額は7億888万6,243円、歳出決算額は7億626万1,606円、歳入歳出差引額は262万4,637円であります。

歳出決算額は、国民健康保険事業費納付金の減少等により前年度と比較して1.6%の減少となっており、県統一化による保険料と納付金について、資格確認証の交付について、基金の今後の活用方法についての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和6年度三宅町介護保険特別会計については、歳入決算額は8億3,728万9,875円、歳出決算額は8億538万6,252円、歳入歳出差引額は3,190万3,623円であります。

歳出決算額は、保険給付費並びに国及び県負担金などの返還金の減少により前年度と比較して3.6%の減少となっており、介護サービスの利用状況と今後の見通しについて、訪問介護事業所の必要性と経営の課題について、介護保険事業計画に対する保険料と給付費について、地域包括支援センターの委託内容と介護人材の確保や地域福祉の充実についての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算については、歳入決算額は1億6,550万718円、歳出決算額は1億6,539万6,918円、歳入歳出差引額は10万3,800円であります。

す。

歳出決算額は、後期高齢者医療広域連合納付金の増加により前年度と比較して12.5%の増加となっております。後期高齢者医療保険料の収納状況についての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしております。

次に、令和6年度三宅町下水道事業会計決算については、収益的収入決算額は2億7,250万5,108円、支出決算額は2億6,437万3,057円、資本的収入決算額は8,988万9,000円、支出決算額は1億7,393万506円、収支差引額に対する不足する額の8,404万1,506円については、過年度損益勘定留保資金2,058万1,924円と当年度損益勘定留保資金6,345万9,582円で補填をしております。

審査においては、内水ハザードマップの内容と周知方法について、下水道の使用料の減免制度と滞納処分について、委託料増額の内容について、下水道の普及率について、漏水時の対応についての質疑を行い、委員からは、高齢者の誤使用に対する対応についての要望があり、本委員会は賛成多数で原案のとおり承認いたしました。

次に、令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（三宅町分）決算については、歳入決算額及び歳出決算額ともに8万円で、歳入歳出の差引額はゼロ円となり、今後の債権回収方法と管理体制についての質疑を行い、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました令和6年度各会計決算の審議経過であり、いずれも原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） ちょっと体調不良で一時退出を、特別委員会の委員長報告までには戻ってこられると思いますので、失礼します。

○議長（瀬角清司君） そしたら、続きまして、9月11日に開催されました総務建設常任委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、梅本睦男君。

○総務建設常任委員会委員長（梅本睦男君） 令和7年9月、総務建設常任委員会委員長報告させていただきます。

去る9月4日、第3回定例会本会議において総務建設常任委員会に付託を受けました諸議案について、11日に総務建設常任委員会を開催し、審議をいたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第47号 令和7年度三宅町一般会計第3回補正予算について、総務部関係では、主に、社会人枠の職員採用に伴う人件費997万2,000円の増額、財政調整基金積立金1億2,000万円の増額、公共施設等整備基金積立金2,000万円の増額、公債償還基金積立金9,116万3,000円の増額、予算調整による予備費214万6,000円の減額等が行われ、歳入予算では地方交付税1億7,960万円の増額、前年度繰越金2億3,272万7,000円の増額、ふるさと納税基金繰入金131万9,000円などの増額補正が行われています。

まちづくり推進部関係では、屏風地区しゅんせつ工事等の道路維持管理費事業費1,720万2,000円の増額、緊急しゅんせつ工事事業債1,300万円の増額補正が行われています。

以上が、令和7年度三宅町一般会計第3回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

総務部では、職員採用と近年の退職者の状況、職場の環境や職員の相談体制について、国税調査員の現状と公募の検討について、生産性向上のための農機具修繕支援事業補助金の状況について質疑を行いました。

質疑においては、委員より、雇用形態や職場魅力の向上、職員の取組体制づくりの必要性について、次世代型農業推進事業のような新規事業の有効性についての意見があり、また、財政調整基金と公共施設等整備基金の運用基準についての要望がありました。

まちづくり推進部では、道路整備事業における資源の再利用について緊急しゅんせつ事業の対象河川と今後の計画についての質疑を行いました。

この議案第47号 令和7年度三宅町一般会計第3回補正予算案について、本委員会は全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第51号 令和7年度三宅町下水道事業会計第2回補正予算案については、資本的事業において、下水道排水の取り出し管工事費200万円の増額、工事費に対する下水道事業債200万円の増額補正、下水道事業債の限度額について200万円の増額が行われ、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第52号 職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また、議案第53号 職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の議案2件については、いずれも令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充に対応するため所要の改正を行うもので、育児休暇の取得状況についての質疑が行われ、本委員会はいずれも原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第56号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更については、新たに対象事業として、災害に強いまちづくり事業とウェブ版洪水ハザードマップ行進事業を追加するもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第57号 工事請負契約の締結について（工業ゾーン三宅1号線道路改良工事（6期））については、本請負契約を締結するに当たり議員の議決を求めるもので、入札の内容についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、総務建設常任委員会に付託を受けました補正予算案2件、議案4件の概要であり、慎重に審議を行い、おのの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げて、委員長報告を終わります。

○議長（瀬角清司君） 続きまして、9月12日に開催されました福祉文教常任委員会の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、久保憲史君。

○福祉文教常任委員会委員長（久保憲史君） 去る9月4日、第3回定例会本会議において福祉文教常任委員会に付託を受けました議案について、12日に福祉文教常任委員会を開催し、審議いたしました経過及び結果についてご報告いたします。

まず、議案第47号 令和7年度三宅町一般会計第3回補正予算について、住民生活部関係では、遺族会記念事業に対する補助金10万円の増額、定額減税不足額給付金事業費1,707万8,000円の増額、子ども医療費の無償化に向けた準備経費の増額、令和6年度事業の実績額確定による国・県支出金等の返還金の増額補正が行われ、歳入予算では定額減税に対する地方創生臨時交付金の増額、令和6年度事業の実績確定による国・県支出金等の増額交付金の増額補正が行われています。

健康子ども部関係では、みやけウェルネスタウン事業費24万円の増額、子ども・子育て支援基金の増額補正等が行われています。

教育委員会事務局関係では、未来の学校プロジェクトの経費1,704万6,000円の増額等が行われ、歳入予算では、新しい地方経済生活環境創生交付金929万4,000円の増額補正が行われています。

以上が、令和7年度三宅町一般会計第3回補正予算であり、次のような質問を行いました。住民生活部関係では、障害福祉サービスの就労選択支援について、遺族会現状について、子供の医療費助成や学校給食費について、子ども医療費無償化するために当たって、利益負担者の考え方についての質疑を行いました。

質疑においては、委員より、子ども医療費を無償化するに当たり、医療関係窓口での対応についての意見がありました。

健康子ども部関係では、みやけウェルネス事業の進め方と健康事業の現状、今後の健康づくりについて質疑を行いました。

教育委員会事務局関係では、未来の学校プロジェクトの進み方、住民ワークショップと具体的なスケジュールについて質疑を行い、質疑においては、委員より、事業を進めるに当たって、時間をかけてでも多くの住民が関わるように進められてもらいたいとの意見や、議会においても特別委員会を設置し議員の研修を予定していることから、行政と議会のすり合わせを行いながらよい方向に進めていきたいという意見がありました。

この議案、第47号 令和7年度三宅町一般会計第3回補正予算について、本委員会では全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第48号 令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算については、歳入予算について、子ども・子育て支援事業補助金440万円の増額、前年度繰越金162万4,000円の増額補正が行われ、歳出予算について、子ども・子育て支援制度の円滑な施行に向けた準備経費440万円の増額、歳入歳出予算の財源調整とし予備費の増額補正が行われ、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第49号 令和7年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算については、歳入予算において、令和6年度介護給付金の実績確定に伴う追加交付の増額、前年度繰越金3,180万4,000円の増額、歳出予算について、令和6年度介護給付金の実績確定に伴う返還金1,665万8,000円の増額、介護給付金準備基金への積立金1,000万円の増額、歳入歳出予算の財源調整として予備費521万4,000円の増額補正が行われ、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第50号 令和7年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算については、歳入予算において、子ども・子育て支援事業補助金220万円の増額、前年度繰越金4,000円の増額、歳出予算について、子ども・子育て支援制度の円滑な施行に向けた準備経費220万円の増額補正が行われ、子ども・子育て支援制度の実績による保険料の負担についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第54号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、令和7年度の税制補正を踏まえた地方税法等の法律が令和7年3月31日付で公布され、それぞれの期日に施行されることに伴い条例の一部を改正するもので、改正内容についての質疑を行い、本委

員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第55号 三宅町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法等の一部改正により、乳児等通園支援事業を市町村の許可事業として位置づけられることから、必要な基準を定める条例を制定するもので、事業所における非常災害訓練や、利用者見込み等についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、福祉文教委員会に付託を受けました補正予算4件、議案2件の概要であり、慎重に審議を行い、おのののの原案のとおり承認いたしましたことをここに報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（瀬角清司君） 続きまして、学校教育特別委員会の報告を求めます。

学校教育特別委員会委員長、渡辺哲久君。

○学校教育特別委員会委員長（渡辺哲久君） 学校教育特別委員会の委員長報告を行います。

去る8月18日の午後に、学校教育特別委員会を開催しました経過並びに結果について報告いたします。

主な議題は2点ありました。

1つ目の議題は、この特別委員会の設置が議会の教育への介入との危惧を招かないために、6月議会で設置した特別委員会の内容について、必要な修正を行うことになりました。名称の変更、目的の修正、3月議会で委員会設置を提案したときの提案理由の修正の3点を修正することを確認しました。

修正の方法は、9月議会の最終日、本日の9月19日本会議で各委員長報告の後、議員による緊急動議で修正案を提出し、討議し採決することとしました。

なお、この3点の修正の内容は、緊急動議で提案する予定でありますので、省略いたします。

2つ目の議題は、8月18日午前の議事運営委員会の後、教育委員会より説明を受けた未来の学校プロジェクト変更案についてであります。

説明によれば、主な変更点は、1、3月議会の当初予算案では、有識者会議を開催し基本構想基本計画を策定等としていたが、これを見直し、専門的知見に基づく分析や検討等については、アドバイザーにより実施する。先進地視察の見直しについては、国内の先進地視察とする。基本構想を学校を核としたまちづくり基本構想へと変更、住民との対話を重ねながら策定する。4、スケジュールは基本構想基本計画策定期間の中で調整とのことでありまし

た。

委員会での議員間討議では、以下の意見が出されました。

住民との対話を重ねながら基本構想を策定することだが、住民との対話には時間をかける必要があり、残り半年で基本構想を策定まで持っていくのは無理があるのでないか、住民との対話については、議会の側からも積極的な提案をしないと話が進まないので、田原本町や奈良市月ヶ瀬地区で行われている住民協議会方式を議会として調査、検討し一つの選択肢として提案したらどうか、そのために田原本町や月ヶ瀬地区に出向いてレクチャーを受け、調査、検討していくことを確認しました。

なお、この討議は、その後新たに提出された補正予算の説明資料ではなく、8月18日の教育委員会による説明を基にした論議であることを付言しておきます。

9月12日の福祉文教委員会では、委員長報告のとおり、新たに提出された補正予算案と説明資料に基づいて論議が行われました。

また、福祉文教常任委員会と本特別委員会の関係について、以下のように整理しました。

本特別委員会の役割は、小学校、中学校の義務教育の在り方をめぐる議会としての調査研究、その結果を生かし町民とともに学ぶ場をつくっていくことなどとし、教育の中立性、自主性を尊重して活動する。

予算を伴う審査については、これまでどおり福祉文教常任委員会にて行う。

以上が、学校教育特別委員会の概要であり、慎重に審議を行いましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（瀬角清司君） 各委員長、ありがとうございました。

ただいま、各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対して質疑を許します。質疑はございませんか。

松本議員。

○5番（松本 健君） 決算審査特別委員会の委員長報告について質問したいと思います。

国が、財調の比率ですね、財政規模に対する財調の比率、15%、50%とか15%とか、委員会ではいろいろ言葉が出ていたと思うんですけども、結局、財政規模の50%ぐらいを国は言ってきているというふうな話だったと思うんですけども、そのあたり確認をしたいんでお願いをします。

○議長（瀬角清司君） 決算委員長、森内議員。

○決算審査特別委員会委員長（森内哲也君） 先ほどの報告で、誤解というか、取り違いのよ

うなことになったかと思いますので、もう一度言葉を換えて報告させていただきます。

国、国から示されている指針としては、標準財政規模の15%を財政調整基金として確保するのが望ましいというような国からの意見がありましたというふうに、その場で説明していただいたと思います。

我々の議員のほうからの意見としては、それはもう超えているんじゃないですかみたいな質疑があったと思います。

そのときに、三宅町としては、我々の町としては、やはり、財政規模が貧弱、言葉はそういう言葉じゃなかったと思いますけれども意味としては言われたので、三宅町としては50%ぐらいを目指して財調を積み立てている、そんなふうに考えていますというような発言をいただいたと記憶しておりますので、先ほど、私は、国の指針の15%を超える水準での確保が望ましいというような表現で、あえて、あえてというか、50%を目指しているというような、たしか、ご意見というか考え方、示されたとは思うんですが、その部分を、国の指針を超える基準で積み立てるつもりですみたいな報告になっております。

そのような審議で理事者のほうもよろしければ、確認がありますか。

○議長（瀬角清司君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 理事者側の説明、50%というふうに私は記憶していたので、再度もう一度内容を確認していただいたほうがいいかなとは思うんですけども、この場ではそこまでということで、はい。

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○決算審査特別委員会委員長（森内哲也君） 報告を作成するに当たって、議事録の音声を確認させていただいている。50%ぐらいを目指したいとは言っていました。ただ、国の指針は15%なんですけれどもみたいな、理事者が前段の発言もあったかとは記憶しております。まだ、記憶で言っていると何か実際問題になるので、確認させていただけたらと思います。

○議長（瀬角清司君） 分かりました。

ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（瀬角清司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

池田議員。

○ 9番（池田年夫君） ただいま、決算審査特別委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、福祉文教常任委員会委員長、学校教育特別委員会委員長の報告が終わりました。

私は、決算審査特別委員会、常任委員会の中で審査された三宅町令和6年度一般会計決算並びに国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険会計令和7年第1回補正予算案、介護保険会計令和7年度第2回補正予算案、後期高齢者医療令和7年度第1回補正予算議案の7議案の反対討論を行います。

令和6年度三宅町一般会計決算は、歳入49億475万円、歳出45億5,081万円、差引き3億5,394万円、翌年度への繰越財源は9億4,495万円、実質収支は2億5,944万円となり、単年度収支は1億8,712万円の黒字となっておりますが、政府が勧める情報システム標準化に伴う決算となっており、マイナンバーカードの導入などデジタル化をはじめ、政府の下請機関となっていきているのではないでしょうか。

地方自治法の第1条の2は、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとすると定めていますが、町の財政も、政府が勧める12項目の標準化で地方のデータを中央に集中しています。

先日の新聞でも、各省庁のサイバーセキュリティー対策を会計検査院が調べた結果、16%に当たる58システムでソフトウェアの脆弱性対策が、国の定める基準を満たさず不十分であることが12日に判明したと報道されています。検査院は、2024年3月末時点での整備されていたシステムのうち、省庁や地方部局など計40機関の重要な356システムについて、21年度から23年度の状況を調べ、サイバー攻撃を誘発するおそれがあるとして、詳細は明らかにしていません。

国のシステム標準化は、自治体の個人情報が外部へ露出しかねません。

強大な権限を持つ内閣総理大臣をトップに、民間デジタル企業の幹部を要職に登用し、社会全体をデジタル化する指令塔と君臨し、デジタル庁の職員も利害関係の多い民間企業からの兼務で登用する場合が多く、自治体の個人情報をシステム化の、標準化の名の下で統一化されることに反対であります。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の構成を町の資料で調べてみると、国民健康保険の加入者所帯の所得150万円以下が69.5%、令和6年度の滞納額は257万円、介護保険についても65歳以上の保険者の所得200万円以下が86%、令和6年度の滞納額は28万円、後期高齢者医療制度被保険者の70%が50万円以下の所得で、令和6年度滞納は過年度分と合わせると5万2,000円となっています。

物価高騰が続いている昨今、住民の生活が一層困難になっていることを示しています。

行政が住民の生活を守ることについて、地方自治法の第1条に、地方公共団体は住民の福祉増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとなっています。行政が住民の生活を守ることが必要になってきているのではないかでしょうか。

また、国民健康保険会計令和7年度第1回補正議案、後期高齢者医療令和7年度第1回補正予算案等の説明で、担当者は令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けて、医療保険等が行う保険料算定システム等の改修に要する費用の原資として国庫補助金で賄うと説明しましたが、質疑の中で住民負担も考えられると答弁しています。

この補正予算案の基になっているこども未来戦略では、財源について年間3.6兆円が必要とされていますが、社会保障の医療介護等から支援する目的で、保険料、保険税等からの支出金の支出も求め、子育て支援の名の下で住民負担を増やすことになりかねません。

令和6年度下水道事業会計の当年度純利益は9,061万1,000円となっています。

下水道管の陥没事故も多くなってきています。先日、全国の下水道管の調査報告が新聞報道されましたが、町の下水道管も対応年数を過ぎていますので、交換を行うべきであります。他の条例について、特段問題はありません。

以上で、三宅町令和6年度一般会計決算並びに国民健康保険会計、介護保険会計、後期高齢者医療会計、国民健康保険令和7年度第1回補正予算案、介護保険会計令和7年度第2回補正予算案、後期高齢者医療令和7年度第1回補正予算案の7議案の反対討論といたします。

○議長（瀬角清司君）ほかに、反対討論の意見ですか。

賛成討論で、辰巳議員。

○8番（辰巳光則君）それでは、私からは、議案第47号 令和7年度三宅町一般会計第3回補正予算に対して、賛成の立場から討論させてもらいます。

まず、賛成の理由としましては、当初、この中の教育総務課所管の未来の学校プロジェクト、当初予算の中では反対の要因の一つになっていたかなと思うんですが、三宅小学校自体も築50年以上たって、間もなく迎えるということと、建て替えの大体の時期が決まっているという中で、当初予算も反対、今回も反対、いたずらに我々がゴールポストを遅らせてやるものでは、賢明ではないかなという考え方から、賛成の立場で今回は討論させてもらいます。

ただ、もちろん内容、予算的にもかなり圧縮してもらって、担当課の思いというのがよく伝わってくる、努力されたというのも伝わってくるんですが、一番最後の委託料の部分が

999万9,000円ということで、当初予算の800万円内より実質的には100万円以上上がっていると、先ほどの渡辺委員長からの報告もありましたけれども、内容がそもそも違うということですけれども、今回これを賛成するに当たって、額がかなり大きいからどうしようかというのは一旦立ち止まつたところなんですが、賛成理由としては、先ほど述べたことのほうは要因的には勝ちまして賛成をさせてもらうんですが、この999万9,000円使うに当たって、もちろん、業者に丸投げではなく、十分担当課としても入ってもらって、999万9,000円、額を何度も言って申し訳ないんですが、に見合った最大限の効果をここで出してもらって、三宅町、今後、小学校の建て替え等も含めた部分で成果を出してもらえることを強くお願ひ申し上げまして、私からの賛成討論とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君）ほかに討論ございませんか。

川鰐議員。

○3番（川鰐実希子君）一応反対はしないので、賛成で、はい。

今、重複する部分多々あるんですけども、補正予算の教育、未来の学校プロジェクトについてなんですが、やはり、皆さんリッチな生活をされていると、999万円と言われてもそれほどの額ではないと思う方もいらっしゃるかもしれません、やはり一主婦の感覚としては、あと1,000円たら1,000万円なわけですよ。何度も委員会でも、私、しつこく積算根拠について尋ねたと思うんですけども、やはり何をどう積み上げると1,000万になるのかが見えてこないんですね。

かなり前から言われていることなんですけれども、日本の財政規律というのがすごく緩んでいるような気がするんです。地方創生とかいうことが言われ出して、確かに、自治体のことは自治体が一番よく分かっているということで、日本全国一律のやり方でやるよりは、自治体の判断に任せたほうがより丁寧な政策が打てる、それは間違ではないと思うんですけども、その今回の第2世代交付金なんかも非常に気前がいいんですよ。9百何万のうち、相当部分がその第2世代交付金で出る。

やはり、いろいろ過ちを犯した自治体の首長が最終的におっしゃるのは、やはり自分たちが納付した税金ではないという思いがどこかにあったと、だからついついするすると業者の言いなりになって、コンサルの言いなりになって、支出してしまったというようなことがありますので、自分たちが直接出したわけではないけれども、自分たちが払った所得税とかが介入されているわけですから、やはりそこはもうちょっと金銭感覚、すみません、私の金銭感覚と、もちろん一人一人金銭感覚も違いますけれども、何かやっぱり1,000万円というも

のに対して、そう簡単にぽんぽんというようなところは、正直、賛成はしますけれども、感覚的にははじめない部分があるということを最後に言わせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 賛成討論ということで、ありがとうございます。

ほか、討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（瀬角清司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

認定第1号 令和6年度三宅町一般会計決算認定についてを採決いたしたいと思います。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

認定第2号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

認定第3号 令和6年度三宅町介護保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

認定第4号 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

認定第5号 令和6年度三宅町下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

認定第6号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（三宅町）決算認定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第47号 令和7年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第48号 令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第49号 令和7年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算についてを採決いたします

す。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第50号 令和7年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第51号 令和7年度三宅町下水道事業会計第2回補正予算についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第52号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第54号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第55号 三宅町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第56号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第57号 工事請負契約の締結について（工業ゾーン三宅1号線道路改良工事（6期））を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

本件は可決することに決定をいたしました。

◎発議第2号の動議

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬角清司君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 動議の提出をさせていただけたらと思います。

令和7年の6月17日に議決を経ました三宅町学校教育特別委員会設置の議決の一部改正についての動議を提出させていただけたらと思います。

ぜひ、賛成をお願いいたします。

○議長（瀬角清司君） ただいま森内哲也君から、三宅町学校教育特別委員会設置議決の一部改正についての動議が提出されました。

この動議は賛成の声があります。

動議は成立されました。

◎追加議案の上程

○議長（瀬角清司君） 三宅町学校教育特別委員会設置議決の一部改正についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員ですので、よってこの動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時03分）

○議長（瀬角清司君） ただいまより再開をいたします。

（午前11時04分）

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬角清司君） 追加日程第1、発議第2号 三宅学校教育特別委員会設置議決の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の森内哲也君より提案理由の説明を求めます。

森内哲也君。

○7番（森内哲也君） すみません、この場で提案理由を説明させていただきます。

議長からご指名いただきましたので、発言させていただきます。

三宅町学校教育特別委員会設置の議決の一部改正についての提案の説明をさせていただきます。

先ほど、渡辺学校教育特別委員会の渡辺委員長より報告ありましたとおり、委員会において、名称の変更、目的の修正、3月議会で委員会設置を提案したときの提出理由の修正について審議いたしました。

その結果、今定例会において修正案を提出する理由につきまして配付させていただきました議案の2枚目の下の段になりますけれども、提出理由としては、三宅町学校教育特別委員会の設置については、令和7年6月17日に議決を経ましたが、教育行政に対する議会の位置づけと役割を改めて認識し、行政及び教育委員会並びに議会のおおのの立場を明確化するため、特別委員会の名称並びに設置目的を変更するものでございます。議員各位のご支持、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（瀬角清司君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

なお、質疑は会議規則第55条の規定により、同一議員により同一の議題について2回までといたします。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） ないですね、討論ございませんので討論を終わります。

お諮りいたします。

発議第2号 三宅町学校教育特別委員会設置議決の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（瀬角清司君）お諮りいたします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君）異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長挨拶

○議長（瀬角清司君）以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにいたします。

森田町長。

○町長（森田浩司君）議長のお許しをいただきましたので、令和7年9月三宅町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、令和6年度の各会計の決算の認定5件、議案12件、承認1件、報告1件、同意1件、諮問2件の重要な案件について慎重審議いただき、全ての議案についてご可決賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、来月26日、災害時における機関相互の連携を深め、広域的な応援受援体制の充実強化とともに、県民の防災意識の高揚を図ることを目的とした、令和7年度近畿府県合同防災訓練が奈良県防災総合訓練と合同で実施をされます。

訓練は、奈良市をはじめとする5市と、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、広陵町で行われますが、本町では、近年の防災訓練でも取り入れている避難所の運営訓練を、県防災士会、町社会福祉協議会、自治会長会、町消防団などのお力を賜り、三宅町体育館にて実施する予定となっております。

近年、自然災害が多発しており、いつどこで何が起こるか分からない時代です。いざというときに、自分自身と大切な人を守るために行動を学ぶことは不可欠であり、本訓練が実りあるものになりますようしっかりと実践してまいります。

また、今議会の決算審査特別委員会及び各常任委員会におきまして、議員皆様から頂戴いたしました貴重なご意見やご提案も十分留意し、来年度の当初予算編成においても参考にしてまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、季節の変わり目を迎えても日中の暑さはまだ厳しい中、朝夕幾分かしのぎやすさを感じ取れる時期になりました。議員皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和7年9月第3回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（瀬角清司君） ありがとうございました。

以上で令和7年9月三宅町議会第3回定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、慎重なる審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

（午前11時11分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員